

快適健康都市 佐久

～希望をかなえ 選ばれるまちを目指して～

第二次佐久市総合計画後期基本計画

はじめに（素案）



快適健康都市
佐久市

目次

第1部	はじめに	1
1	計画の意義・性格	
2	計画の構成	
3	後期基本計画の位置付け	
4	策定に当たっての基本的な考え方	
第2部	基本構想	6
1	基本理念	
2	将来都市像	
3	施策の大綱（政策分野ごとの方向性）	
4	施策の大綱（施策分野ごとの方向性）	
第3部	計画の策定に当たって	24
1	佐久市の現況と特徴	
2	時代の潮流	
3	まちづくりに対するニーズ	
4	佐久市の主要課題	
第4部	後期基本計画	60
1	施策体系図	
2	重点プロジェクト	
第5部	総合計画とSDGs	69
1	SDGsとは	
2	自治体に期待されるSDGsの取組	
3	総合計画におけるSDGsの考え方	

第二次佐久市総合計画
後期基本計画
第1部

はじめに



1

第1部

はじめに

計画の意義・性格

総合計画は、市町村の目指すまちの姿や、その実現のために必要な基本的施策を明確に示すものです。

第二次佐久市総合計画は、人口減少の急速な進行を始めとする社会経済情勢の変化に的確に対応し、現在の世代だけでなく、将来の世代も「暮らしやすさ」、「住みやすさ」、「働きやすさ」が実感できるとともに、持続的に発展できるまちづくりを総合的かつ計画的に進めるため、平成29年度を初年度として策定したものであり、市の施策を展開する上での最上位計画に位置付けられます。

2

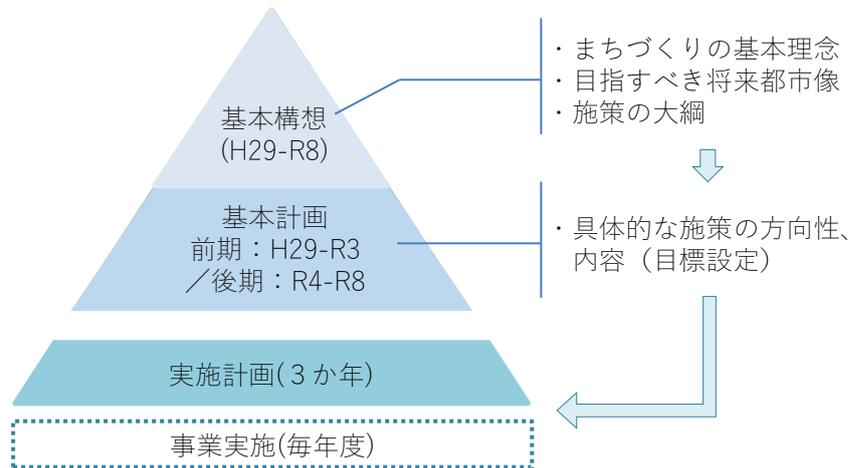
第1部

はじめに

計画の構成

この計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」により構成され、内容と計画期間は、次のとおりです。

	内容	計画期間
基本構想	時代の潮流や本市の特徴を踏まえ、10年先の将来に向けてのまちづくりの基本理念と目指すべき将来都市像を明らかにし、それを実現するための施策の大綱を定めた長期的なまちづくりの指針となるものです。	10年間 (平成29年度～令和8年度)
基本計画	基本構想の施策の大綱に基づき、その基本理念と将来都市像を実現するために、実施すべき具体的な施策の方向性と内容を示した中期的な計画です。 本市を取り巻く社会経済情勢の変化や新たな市民ニーズに対応するため、今回見直しを行います。	5年間 (前期：H29～R3) (後期：R4～R8)
実施計画	基本計画に定められた施策に基づき、事業を計画的かつ効果的に推進するため、翌年度からの3年間を対象とする短期的、具体的な計画です。	3年間 (毎年度見直し)



3

第1部

はじめに

後期基本計画の位置付け

後期基本計画は、基本計画（計画期間：平成29年度～令和8年度）の前期5年間の経過したことに伴い、前期5年間の施策の成果の検証と社会経済情勢の変化を踏まえてこれを見直し、令和4年度から令和8年度までの後期5年間の計画期間として、後期5年間に実施すべき施策の方向を示すために策定するものです。

4

第1部

はじめに

策定に当たっての基本的な考え方

後期基本計画は、次の5つの基本的な考え方に基づいて策定しています。

1 市民との協働による計画づくり

総合計画審議会における議論、市民等への意識調査、ワークショップの開催、市民説明会やパブリックコメントの実施など、市民意見を計画に反映する機会を設け、市民と行政が一体となり、情報を共有し合い、意見交換を行いながら計画づくりを行いました。

2 重点事項を明確化した計画づくり

社会経済の動向を見据え、将来に向けて重点的に取り組むべき事項を明確化し、戦略性のある計画づくりを行いました。

3 個別計画との整合を図った計画づくり

令和2年に策定した「第2期佐久市まち・ひと・しごと創生総合戦略」や進行中の各種個別計画における取組の方向性と整合性のある計画づくりを行いました。

4 P D C A サイクルによる継続的な改善が可能な計画づくり

施策ごとに目標を盛り込むとともに、施策評価などによる進行管理が可能な計画内容とすることで、Plan（計画）・Do（実施）・Check（評価）・Action（改善）の4つの視点に基づくP D C A サイクルの循環による継続的な改善を図ることができる計画づくりを行いました。

5 市民に分かりやすい計画づくり

可能な限り目標の明確化と成果指標の数値化を図り、達成状況や成果に基づく検証・評価を公表するなど、市民にとって分かりやすい計画づくりを行いました。

第二次佐久市総合計画
後期基本計画
第2部

基本構想



S A K U

1

第2部

基本構想

基本理念

- ▶ 「市民の実感から始まり、実感に結びつく」まちづくり
- ▶ 「ひとと地域の絆をさらに強め、広げる」まちづくり
- ▶ 「新しい発展の可能性に挑戦する」まちづくり

社会が成熟に向かう中で、生活を支える経済的な豊かさや量的な拡大だけでなく、心の豊かさや質的向上が一層求められています。

第二次佐久市総合計画が目指すまちづくりは、「まち」の活力と魅力を高めるとともに、心の豊かさにつながる「ひと」の暮らしの質を高めることで、「まち」が「ひと」を呼び込み、「ひと」が「まち」をより良いものにしていく、「まち」と「ひと」の好循環を目指すものです。

佐久市を取り巻く様々な環境の変化を踏まえ、「まち」と「ひと」が好循環するまちづくりを実現するため、次の3点を第二次佐久市総合計画におけるまちづくりの基本理念とします。

「市民の実感から始まり、実感に結びつく」まちづくり

佐久市に住む全ての「ひと」が、世代や働き方は違っても、暮らしや仕事の中で、それぞれ「幸福、豊かさ、満足、安心・安全、快適さ」を実感できることが大切です。

市民目線で「幸福、豊かさ、満足、安心・安全、快適さ」といった実感を生み出すことのできる施策を考え、施策の実施が実感を生み出すことを目指すことを全ての政策分野に共通する基本的な姿勢とします。

また、「ひと」が幸福などを実感できるためには、心身ともに健康であることが必要であることから、日常生活、地域社会、地域経済を支える市民の健康づくりを一層進めていきます。

「ひとと地域の絆をさらに強め、広げる」まちづくり

本市は、これまで市民の一体感の醸成や地域間ネットワークの構築を目指して各種施策に取り組んできました。

人口減少や高齢化・核家族化の進行により、家庭や地域で助け合い、支え合う形が変わってきています。

人口減少による地域社会・地域経済への悪影響を抑止するため、「ひと」と「ひと」、「ひと」と「地域」、「地域」と「地域」の結びつき（絆）を一層強固なものとし、地域の一体感のさらなる醸成を図るとともに、高速交通網の延伸や国際交流の進展といった新たな環境の変化を踏まえ、世界も視野に入れたさらなる交流、結びつきの拡大により、新たに結びつく地域とお互いを生かすことのできるまちづくりを進めることを基本的な姿勢とします。

また、「ひと」と「地域」の絆を結びつけるものとして、育まれてきた地域文化を将来に向かって継承していくとともに、心の豊かさを育む生活文化、芸術文化を享受することのできるまちづくりを進めていきます。

「新しい発展の可能性に挑戦する」まちづくり

本市は、これまで高速自動車道の開通や北陸新幹線の開業といった好機を生かしてまちの形を変えながら、発展につながるまちづくりを目指して各種施策に取り組んできました。

受け継がれてきたまちの良さや作り上げたまちの特徴を生かすとともに、環境の変化を見据え、現在だけではなく、将来の新しい発展の可能性につながるまちづくりに挑戦することを基本的な姿勢とします。

また、発展を支える「ひと」の生活を確保するため、合併以前の町村役場周辺などの地域のそれぞれの核を拠点として、生活サービスの提供といったまちの機能を集約するとともに、その拠点と集落、地域と地域を道路や公共交通で結び合う機能集約・ネットワーク型のまちづくりを進めていきます。

2

第2部

基本構想

将来都市像

1 佐久市が目指す将来都市像

これまで培われてきた豊かな自然・文化と都市機能が調和した快適な生活環境や、関係機関・団体、行政が一体となって支える市民の健康づくりといった佐久市の魅力・強みをさらにより良いものとしていくことで、佐久市に住む全ての「ひと」が「暮らしやすい」、「暮らして良かった」と思えるまち、心身ともに健やかに暮らせるまちを10年後の佐久市の目指す姿とします。

また、安心して出産、子育てをしたい、健康で生き生きと暮らしたい、自然・文化とふれあいたいといった様々な希望を実現できる「まち」となることで、佐久市内外の多くの人が佐久市で暮らしたい、働きたい、佐久市に行きたいと思うまちになることを目指していきます。

このため、将来都市像を

**「快適健康都市 佐久」とし、
「希望をかなえ 選ばれるまちを目指して」**

を副題とします。

2 土地利用構想

佐久市を取り巻く環境の変化を踏まえ、総合的かつ計画的な土地利用を図るため、次の6点を第二次佐久市総合計画における土地利用の基本方針とします。

- ア 市土の特性を最大限に生かした土地利用の推進
- イ 都市的土地利用と自然的・農業的土地利用の調和
- ウ 安全な暮らしの確保と快適に住み続けられるまちづくり
- エ 地域の特徴を生かした機能の集約とネットワーク化
- オ 経済の活性化と地域社会の維持
- カ 豊かな暮らしを支える健康長寿のまちづくり

3 まちづくりの将来指標

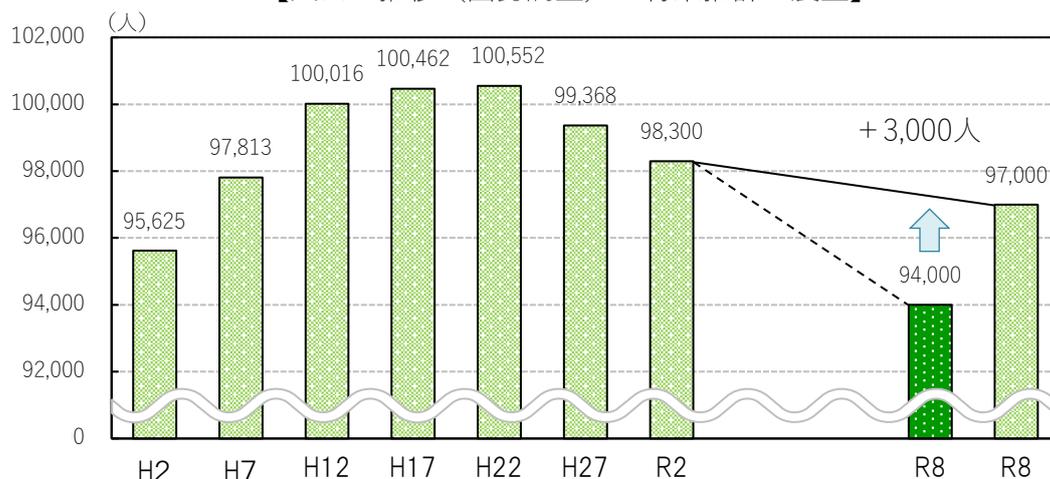
本市の人口は、令和3年11月30日現在(令和2年国勢調査)で98,199人と、平成27年の99,368人と比べ、1.2%減少しており、昭和45年以降、増加傾向で推移してきた人口が平成22年を頂点として減少に転じ、以降、減少が続いています。

佐久市の将来の人口について、人口減少がこのまま推移した場合、計画期間の終期である令和8年には、94,000人まで減少すると推計されています。

これに対し、将来の人口減少を克服するため、出生数を増やすといった自然増と、転入数を増やすといった社会増に取り組むことにより、将来推計より3,000人の人口減少を抑止し、97,000人とすることを、人口の将来展望とします。

令和8年における人口の将来展望 **97,000人**

【人口の推移（国勢調査）と将来推計・展望】



(資料) 国立社会保障・人口問題研究所「将来人口推計」(将来推計の人口)
佐久市「佐久市人口ビジョン」(将来展望の人口、仮定値を使用)

総合計画の進行管理による計画の着実な推進により、この将来展望(97,000人)の実現を図るとともに、常に将来を見据え「人口10万人を目指す」ことを念頭に、時機を失することのないよう、常に人口動態を把握しつつ、適時の施策を推進することを第二次佐久市総合計画における人口減少克服対策の基本的な姿勢とします。

3

第2部

基本構想

施策の大綱（政策分野ごとの方向性）

将来都市像実現に向けて、次の7つの政策分野ごとにまちづくりの方向性を定めます。

佐久市の
将来都市像

「快適健康都市 佐久」

～希望をかなえ 選ばれるまちを目指して～

1

教育・文化

生涯にわたり学び、生きる力を育むまちづくり

2

都市基盤

地域の特徴を生かしたつながりあるまちづくり

3

経済・産業

力強い産業を営む活力と魅力あるまちづくり

4

保健・福祉

豊かな暮らしを育む健康長寿のまちづくり

5

自然環境・生活環境

快適な暮らしを創る環境豊かなまちづくり

6

防災・安全

暮らしを守る安心と安全のまちづくり

7

協働・交流

ひとと地域の力が生きる協働と交流のまちづくり

1 教育・文化分野「生涯にわたり学び、生きる力を育むまちづくり」

〈政策の方向性〉

価値観やライフスタイルが多様化し、学び方や働き方の選択肢が広がった現代社会において、将来を担う子ども達が確かな夢や希望を持つことができるよう、生涯にわたり、主体的・創造的に学び、生きる力を育むまちづくりを目指します。

人口減少や核家族化により、ひとや地域の絆が希薄となりつつある現代社会において、これまで育まれて来た地域文化を将来に向かって継承していくとともに、心の豊かさを育む生活文化、芸術文化を享受することのできるまちづくりを目指します。

〈主要施策〉

(1) 将来を担うひとづくり

幼児教育、学校教育、高校教育・高等教育、青少年健全育成

(2) 主体的、創造的な学びと文化の熟成

文化・芸術、生涯学習、スポーツ

(3) 尊重され支え合う社会の形成

人権尊重社会、男女共同参画社会

2 都市基盤分野「地域の特徴を生かしたつながりあるまちづくり」

〈政策の方向性〉

急速な人口減少は、居住地域の点在化と相まって生活の利便性を一層低下させるおそれがあることから、まちの持つ可能性を最大限発揮させ、まちに活力をもたらすため、地域の特徴を生かしたまちづくりを目指します。

これまでの歴史を生かし、地域のそれぞれの核を拠点として、まちの機能を集約するとともに、その拠点と集落、地域と地域を結び合う円滑なネットワークを構築することで、将来にわたり質の高い暮らしを営むことができるまちづくりを目指します。

〈主要施策〉

(1) 地域の特徴を生かしたまちづくり

土地利用、市街地、公共施設、住宅

(2) 地域をつなぐ交通ネットワークの形成

高速交通ネットワーク、地域交通ネットワーク

3 経済・産業分野「力強い産業を営む活力と魅力あるまちづくり」

〈政策の方向性〉

経済のグローバル化の進展などによる国内外の市場競争激化の中で、地域の農林水産業、商工業の競争力強化を支援するとともに、豊かな自然環境、高速交通網の結節点としての優位性、災害の少なさといった地域の特徴を生かした企業誘致の推進により、活力あるまちづくりを目指します。

人口減少克服と豊かな生活につながる働く場、働きの質を確保することで、働きやすく、暮らしやすいまちづくりを目指すとともに、若者、女性、障がい者などの多様な担い手が満足して活躍できるまちづくりを目指します。

消費者ニーズや販売形態の多様化により商圈や消費購買動向が絶えず変化する中で、まちの核となる商店街や商業施設、豊かな自然環境や地域文化を生かした観光地に国内外から多くの人が集い、交流する魅力あるまちづくりを目指します。

〈主要施策〉

(1) 豊かな自然を生かした農林水産業の振興

農業、林業、水産業

(2) 活力と魅力があふれる商業の振興

商業・サービス業

(3) 地域の魅力を生かした観光の振興

観光

(4) 力強いものづくり産業の振興

工業

(5) 地域を支える安定した雇用の確保

就労・雇用

4 保健・福祉分野「豊かな暮らしを育む健康長寿のまちづくり」

〈政策の方向性〉

健康であることは、一人ひとりが質の高い暮らしを営むとともに、生産年齢人口が急速に減少する中で地域社会、地域経済を健康な高齢者が支えるために必要不可欠であることから、引き続き健康長寿のまちづくりを目指します。

出生から、乳幼児期、就学期、就労期、高齢期までのライフステージの違いや、病気や障がいの違いに応じて、保健、医療、介護、福祉が連携して必要な支援を行い、誰もが安心して、質の高い暮らしを営むことができるまちづくりを目指します。

特に、人口減少克服のために、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援により、安心して出産、子育てができるまちづくりを目指します。

〈主要施策〉

(1) 生涯にわたる健康づくりの推進

健康増進、保健活動、医療、医療保険・国民年金

(2) 地域で支え合う社会福祉の充実

地域福祉、介護・高齢者福祉、障がい者福祉、ひとり親家庭支援・低所得者福祉

(3) 安心できる出産、子育て環境の整備

少子化対策・母子保健、子育て支援・児童福祉

5 自然環境・生活環境分野「快適な暮らしを創る環境豊かなまちづくり

〈政策の方向性〉

美しい景観、水と緑にあふれる豊かな自然環境は、暮らしの豊かさを生み出すだけでなく、佐久市への新しいひとの流れを生み出すまちの魅力であることから、魅力をさらに輝かせ、将来につなげていくまちづくりを目指します。

晴天率の高さや、豊かな自然環境といった特徴を生かし、再生可能エネルギーの利活用などを推進することで、地球環境にやさしいまちづくりを目指します。

環境にやさしいライフスタイルが生み出す環境と調和した美しいまちの魅力や、日常生活を支える充実した生活環境が生み出す心地良いまちの魅力をさらに輝かせ、住み続けたい、住みたい、快適さのあるまちづくりを目指します。

〈主要施策〉

(1) 豊かな自然環境との共生

環境保全、街並み緑化・公園・景観形成

(2) 良好な地球環境の確保

地球温暖化対策

(3) 快適な生活環境の創出

環境衛生、上水道、下水道

6 防災・安全分野「暮らしを守る安心と安全のまちづくり

〈政策の方向性〉

激甚化する自然災害への不安や多様化する社会不安を解消し、住む場所や暮らし方にかかわらず、誰もが安心して住み続けることのできる安全なまちづくりを目指します。

〈主要施策〉

防災、消防・救急、交通安全、防犯、消費生活

7 協働・交流分野「ひとと地域の力が生きる協働と交流のまちづくり」

〈政策の方向性〉

市民ニーズや行政の果たすべき役割が多様化する中で、市民協働や民間活力を積極的に活用し、市民、地域、行政が一体となって、満足できる政策を考え、進める、ひとの力が生きるまちづくりを目指します。

人口減少・高齢化に伴い、より限られた財源で必要な施策を実施するため、「選択と集中」による計画的・効率的な行政経営を実現するまちづくりを目指します。

高速交通網の結節点であることやさらなる延長があることによる優位性といった地域の特徴を生かすとともに、世界を視野に入れたさらなる交流、結びつきを拡大することにより、多くの人がまちに集う、それぞれの地域の力が生きるまちづくりを目指します。

〈主要施策〉

(1) 市民の力が生きる地域社会の実現

市民協働・参加、地域コミュニティ、行財政経営、高度情報通信ネットワーク

(2) 地域の力が生きる交流と連携の推進

地域間交流・国際交流、広域連携

4

第2部

基本構想

施策の大綱（施策分野ごとの方向性）

1 生涯にわたり学び、生きる力を育むまちづくり【教育・文化分野】

（1）将来を担うひとづくり

● 幼児教育

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性を踏まえ、地域の豊かな自然や文化を生かした幼児教育の充実を目指します。

● 学校教育

基礎学力の向上を図るとともに、一人ひとりの個性に応じ能力を伸ばすことのできる学習環境の整備を図ることで、自立して社会を生き抜く力を持った人材の育成を目指します。

体験学習などの推進や、家庭・地域社会・学校の緊密な連携を図ることで、主体的・創造的に学び、ともに生きる豊かな心を持った人材の育成を目指します。

● 高校教育・高等教育

高校教育・高等教育を受ける機会の充実を図ることで、社会を支え、発展させる人材の育成を目指します。

● 青少年健全育成

地域社会・学校・行政の連携を図ることで、社会の中で自立し、他者と連携・協働することができる人材の育成を目指します。

文化・スポーツ活動や国際交流事業への参加を促進し、心身を鍛えるとともに、幅広い視野を持ち、地域の将来を担うことが出来る人材の育成を目指します。

（2）主体的、創造的な学びと文化の熟成

● 文化・芸術

文化財の保護や文化施設の充実・活用を図るとともに、文化芸術活動への支援を図ることで、地域の多様な自然、歴史、伝統、文化に対する関心や理解を深め、その保存・継承を進めるとともに、新たな文化の創造、豊かな心を育む文化の熟成を目指します。

● 生涯学習

多様化する市民ニーズに対応した学習環境づくりの推進を図ることで、市民一人ひとりが生涯にわたり学び、生きがいや、やりがいを持ち、互いに支え合い、高め合うことのできる社会の実現を目指します。

● スポーツ

市民一人ひとりが生涯にわたり日常的にスポーツに親しめる環境づくりの推進を図ることで、市民がふれあいや交流を深め、心身ともに健康で活力ある豊かな生活ができる社会の実現を目指します。

(3) 尊重され支え合う社会の形成

● 人権尊重社会

市民が社会的差別を行ったり、あるいは受けたりすることがないように、人権意識の高揚を図ることで、同和問題を始め、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人などに対するあらゆる偏見や差別の撤廃を目指します。

● 男女共同参画社会

男女が、自らの意思に基づき社会のあらゆる分野の活動に参画できる機会が確保され、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指します。

仕事と生活の調和が図られ、男女がともに充実した社会生活、家庭生活を送ることのできる社会の実現を目指します。

2 地域の特徴を生かしたつながりあるまちづくり【都市基盤分野】

(1) 地域の特徴を生かしたまちづくり

● 土地利用

自然や文化と調和を図りながら、地域の特徴ある発展に資する各種事業や、機能集約・ネットワーク型のまちづくりにつながる土地利用を目指します。

● 市街地

居住機能や都市機能の適切な誘導に努め、地域の特徴を生かした魅力ある市街地の形成と、それらをつなぐネットワークによる快適なまちづくりの実現を目指します。

● 公共施設

公共施設の適正配置、費用負担・管理体制の見直しといった総合的・計画的な公共施設マネジメントを進めることで、快適な暮らしにつながる公共施設サービスの提供を目指します。

● 住宅

空き家の適正な管理や発生予防、流通、活用の促進を図ることで、市民の生活環境の保全を目指します。

市営住宅の適正な整備と管理の推進を図ることで、多様なニーズに対応した快適な市民生活の実現を目指します。

(2) 地域をつなぐ交通ネットワークの形成

● 高速交通ネットワーク

経済活性化や救命救急医療への貢献、災害発生時の緊急輸送路としての機能などが期待される中部横断自動車道の整備促進を図ることで、高速交通網の確立を目指します。

松本・佐久地域高規格道路の建設促進を図ることで、松本空港、中南信地域とのアクセス性の向上や計画されている中部縦貫自動車道との連携を目指します。

北陸新幹線の全線開業は、首都圏や関西圏からの移動時間の短縮や、広域的な交流可能圏域の拡大が期待されることから、全線の整備促進や北陸新幹線佐久平駅の利用促進により、その効果を最大限

に生かした交流人口の拡大を目指します。

● 地域交通ネットワーク

地域間連携・交流の拡大を図るため、地域幹線道路や生活道路の整備を推進し、ネットワークの形成を目指します。

交通機関の利便性の向上と運行の効率化を図り、誰もが利用しやすい交通システムを構築し、地域間交流の促進を目指します。

3 力強い産業を営む活力と魅力あるまちづくり【経済・産業分野】

(1) 豊かな自然を生かした農林水産業の振興

● 農業

多様な担い手の確保・育成を図るとともに、農地集積・集約と農地の確保を図ることで、農業経営の効率化・安定化を目指します。

消費者ニーズなどに対応した農作物のブランド化や6次産業化に向けた加工品開発の促進を図ることで、農業生産の活性化を目指します。

鳥獣被害対策、荒廃農地対策を進めるとともに、都市農村交流や移住・定住の促進を図ることで農村の振興を目指します。

● 林業

林業従事者の確保・育成を図るとともに、森林の適切な維持・管理を図ることで、林業経営の効率化・安定化を目指します。

新たな木材ニーズなどに対応した地元産材の活用や林産物の生産振興を図ることで、林業生産と木材産業の活性化を目指します。

適切な森林整備を図ることで、観光面や防災面、二酸化炭素吸収源としての環境面など森林の持つ多面的機能の確保・活用を目指します。

● 水産業

佐久鯉、シナノユキマスなどの地域特産品の高付加価値化、多角的な販路拡大を目指すとともに、地域文化の継承につながる水田フナの生産拡大を目指します。

(2) 活力と魅力があふれる商業の振興

● 商業・サービス業

市街地整備や空き店舗活用を通じて、にぎわいのある商店街の形成を図るとともに、地域が一体となって持続可能で魅力ある中心市街地の活性化を図ることで、市内外から多くの人が集う活力と魅力があるまちづくりを目指します。

消費者ニーズの多様化や高速交通網の整備といった時代の変化に適切に対応するとともに、健康長寿といった地域の特徴を生かすことができる活力ある商業・サービス業の振興を目指します。

(3) 地域の魅力を生かした観光の振興

● 観光

歴史、自然、文化といった地域の特徴を生かした観光拠点の整備やイベントの開催を通じて、魅力ある観光地づくりを目指します。

地域の観光資源を活用して体験型観光、広域観光といった多様な観光ニーズに対応するとともに、増加する訪日外国人旅行者への対応を進めることで、観光の振興を目指します。

(4) 力強いものづくり産業の振興

● 工業

産官学連携や地域連携を通じて、新製品・新技術の開発や企業経営への支援を図ることで、国内外での競争力を備えた力強いものづくり産業、地域の特徴を生かした魅力あるものづくり産業の育成を目指します。

企業ニーズに対応した工業用地の整備を図るとともに、高速交通網の整備や災害の少なさといった立地条件の優位性を生かした企業誘致を推進することで、地域経済の活性化を目指します。

(5) 地域を支える安定した雇用の確保

● 就労・雇用

少子高齢化の急速な進行に伴う生産年齢人口の減少による地域経済の停滞を抑止するため、女性、高齢者、障がい者などの多様な担い手の就業を支援することで、地域経済の活性化を目指します。

U・I・Jターンやテレワークといった多様な就労ニーズに対応した雇用や、安定した雇用、ワーク・ライフ・バランスの整った労働環境づくりを推進することにより、豊かな暮らしを生み出す働く場と質の確保を目指します。

4 豊かな暮らしを育む健康長寿のまちづくり【保健・福祉分野】

(1) 生涯にわたる健康づくりの推進

● 健康増進

地域における健康管理の担い手の育成や、健康づくり活動・食育の推進により、市民の生活の質の向上を図ることで、さらなる健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目指します。

● 保健活動

生活習慣病の予防や介護予防を中心とした「新しい保健」の推進を図ることで、全ての市民が生涯を通じて健やかで心豊かな生活を送ることができる健康長寿社会の実現を目指します。

● 医療

誰もが等しく安全で質の高い医療サービスを受けられることができるよう、地域医療体制の充実を図ることで、市民が健康で長生きできる社会の実現を目指します。

市立浅間総合病院は、地域の中核医療機関として医療ニーズに対応する環境・機能を整備することで、市民の必要とする医療の提供を目指します。

● 医療保険・国民年金

国民健康保険事業と後期高齢者医療制度の健全な運営の確保を図ることで、公的医療制度として安定した持続可能な運営を目指します。

(2) 地域で支え合う社会福祉の充実

● 地域福祉

市民や市、さらには社会福祉協議会や事業所などが、誰もが生涯現役で住みよい福祉のまちづくりのためにそれぞれの役割において協働して取り組むことで、市民がともに支え合う地域ぐるみの福祉体制の確立を目指します。

● 介護・高齢者福祉

地域の特徴を生かした介護予防や生活支援の充実を図ることで、高齢者の誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる社会の実現を目指します。

● 障がい者福祉

障がい者の自立と社会参加の促進を図ることで、市民が互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会の実現を目指します。

● ひとり親家庭支援・低所得者福祉

ひとり親家庭の家庭生活の安定と向上を図ることで、社会的自立と子どもの健全育成を目指します。
生活困窮者に対し、関係機関と連携して相談支援体制の強化を図ることで、経済的・社会的自立の促進を目指します。

(3) 安心できる出産、子育て環境の整備

● 少子化対策・母子保健

結婚、妊娠、出産、子育ての各段階に対応した切れ目ない支援を実施することで、出生率の向上を目指します。

● 子育て支援・児童福祉

子ども・子育て支援を充実させ、子どもを安心して育てることができる環境を整備することで、児童の健全育成を目指します。

5 快適な暮らしを創る環境豊かなまちづくり【自然環境・生活環境分野】

(1) 豊かな自然環境との共生

● 環境保全

良好な自然環境を保全しつつ、その適正な利用を図ることで、自然と人との共生を目指します。
水、大気、土壌などを良好な状態に保つことで、市民の健康の保護と生活環境の保全を目指します。
自然環境や生活環境の保全に関する意識の高揚を図ることで、市民・事業者・行政が一体となった環境にやさしい社会の構築を目指します。

生物多様性の保全に対する意識の高揚を図り、人と自然のつながりを再構築するとともに、特定外来生物を始め、生態系への脅威となっている様々な要因の軽減を図ることで、生物多様性の保全と、その恩恵の将来への継承を目指します。

● 街並み緑化・公園・景観形成

緑化意識の高揚を図るとともに、緑地の保全と街並み緑化の推進を図ることで、まち全体が緑にあ

ふれる快適な空間の創造を目指します。

市民の憩いやふれあいの場として公園整備を進めるとともに、地域が一体となって美しく豊かな景観の保全・育成を図ることで、潤いと安らぎを与える快適な環境の創造を目指します。

(2) 良好な地球環境の確保

● 地球温暖化対策

地球温暖化防止に対する意識の高揚と市民・事業者・行政が一体となった省エネルギー行動の実践を図るとともに、太陽光、木質バイオマス、水力、地中熱などの再生可能エネルギーの適切な利用促進を図ることで、温室効果ガスの排出削減とエネルギーの地産地消の拡大を目指します。

(3) 快適な生活環境の創出

● 環境衛生

ごみ処理に対する意識啓発を図り、ごみの減量化や資源のリサイクル化を図ることで、市民・事業者・行政が一体となった資源循環型社会の形成を目指します。

効率的な廃棄物処理体制を整備するとともに、処理施設の適正な維持管理と効率的な運営を図ることで、美しく快適な生活環境の創出を目指します。

● 上水道

水源地の保全と水循環・水資源の重要性の啓発を図るとともに、給配水施設の適切な維持管理を図ることで、安全でおいしい水の安定した供給を目指します。

● 下水道

地域の実情に合った下水道施設の計画的な整備と維持管理を進めることで、快適な水環境の保全を目指します。

6 暮らしを守る安心と安全のまちづくり【防災・安全分野】

● 防災

市民、事業者、関係機関、行政が一体となって、持てる力の全てを発揮することで、災害による被害をできる限り減らして、激甚化・頻発化する災害から市民の生命、身体、財産を守ることを目指します。

● 消防・救急

消防団、行政が一体となって、消防・救急体制を充実させることで、火災や事故に確実・迅速に対応して、火災、事故から市民の生命、身体、財産を守ることを目指します。

● 交通安全

子どもから高齢者まで全ての世代において交通安全意識の高揚を図るとともに、子どもや高齢者にやさしい交通安全環境の整備を図ることで、交通事故のない安全な地域社会を目指します。

● 防犯

子どもから高齢者まで全ての世代において防犯意識の高揚を図るとともに、防犯施設の整備を図

ることで、多様化・巧妙化する犯罪から市民の生命、身体、財産を守ることを目指します。

● 消費生活

関係機関、行政が一体となって、消費者意識の高揚を図るとともに、相談体制を充実させることで、多様化・複雑化する消費者被害・トラブルから消費者を守ることを目指します。

7 ひとと地域の力が生きる協働と交流のまちづくり【協働・交流分野】

(1) 市民の力が生きる地域社会の実現

● 市民協働・参加

市民と行政が対等な立場で考え、お互いの力を合わせる市民協働のまちを目指すとともに、情報公開や広報などによる開かれた市政に市民が主体的に参加する市民参加のまちを目指します。

● 地域コミュニティ

市民が主体となって地域の特徴を生かし、その魅力を高めるとともに、「ひと」と「地域」の絆をさらに強めていくことで、子どもから高齢者まで全ての世代の豊かな暮らしにつながる地域コミュニティづくりを目指します。

● 行財政経営

厳しい財政状況や時代の変化を的確に捉えた「選択と集中」、「量から質、ハードからソフトへの転換と連携」を図ることで、豊かな暮らしと将来の発展につながる計画的・効率的な行財政経営を目指します。

● 高度情報通信ネットワーク

情報通信技術の利活用による住民サービスの向上、行政事務の効率化を目指すとともに、市民の安心につながる適正な情報セキュリティの確保を目指します。

(2) 地域の力が生きる交流と連携の推進

● 地域間交流・国際交流

まちの魅力と活力を高め、交流人口、定住人口の増加につながる「選ばれるまち」を目指すとともに、将来を担う世代が、世界と出会い、より広い価値観や考え方を身に付けることができる国際性豊かなまちを目指します。

● 広域連携

広域連合、一部事務組合の構成市町村との連携により多様化する広域行政ニーズに対応した適切かつ効率的な住民サービスの提供を目指すとともに、佐久地域定住自立圏の構成市町村との連携によりお互いの特徴を生かし合い、佐久広域圏の活力と魅力を高めていくことを目指します。

第二次佐久市総合計画
後期基本計画
第3部

計画の策定に 当たって



S A K U

1

第3部

計画の策定に当たって

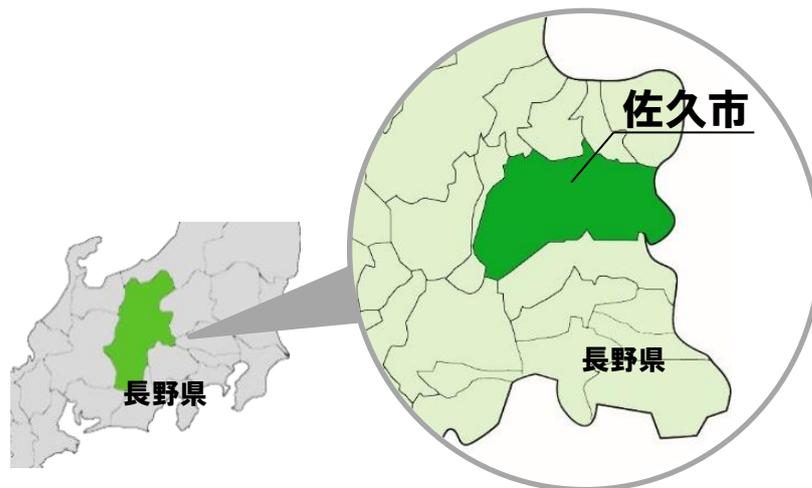
佐久市の現況と特徴

1 位置・自然

本市は、長野県の東部（東信地域）で、県下4つの平のひとつである佐久平に位置し、北に浅間山、南に八ヶ岳連峰を望み、蓼科山・双子山（八ヶ岳中信高原国定公園）、荒船山（妙義荒船佐久高原国定公園）に囲まれ、千曲川が南北に貫流する自然環境に恵まれた高原都市です。

市役所位置の標高は692m、市域は東西32.1km、南北23.1kmで、面積は423.51k㎡となっています。

気温の較差が大きく降水量が少ないなど、典型的な内陸性気候を示す高燥冷涼地であり、気象観測史上、熱帯夜を一度も記録したことはありません。年間を通して晴天率が高く、国内でも有数の日照時間が多い地域となっています。



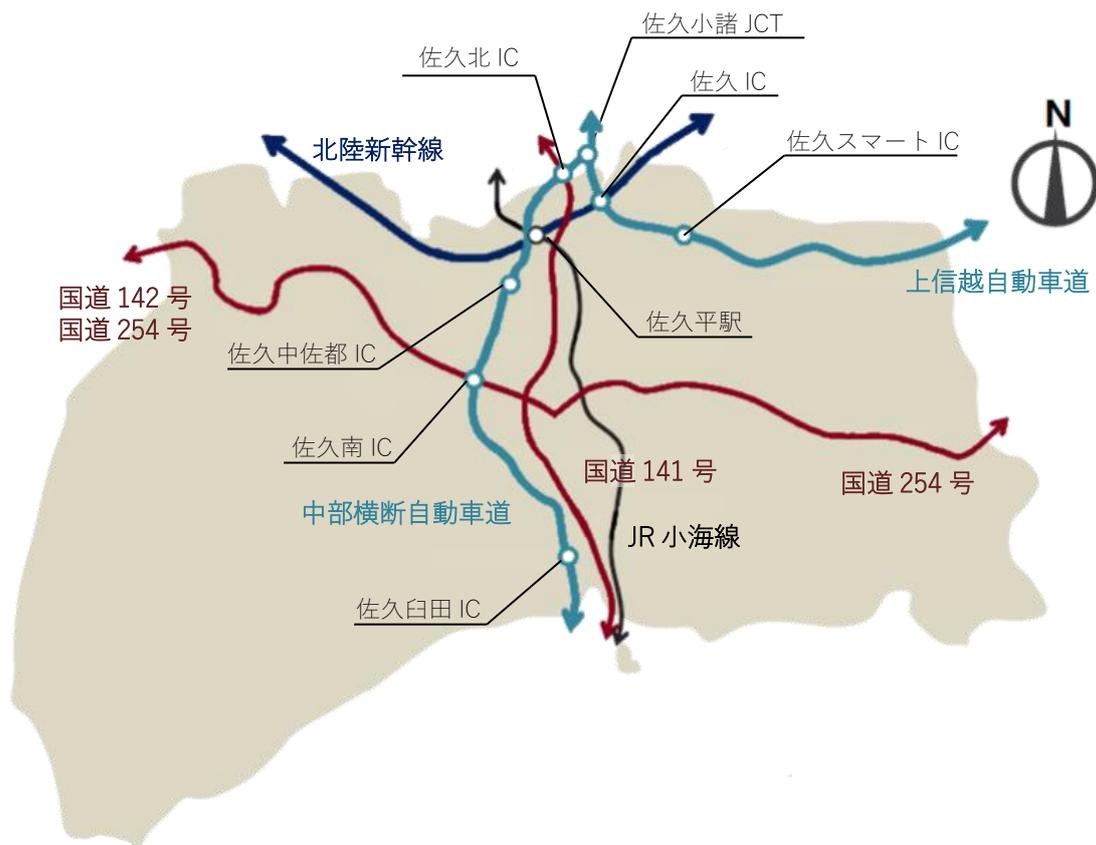
2 沿革

市内では、国内最古の石刃が出土した香坂山遺跡を始めとする数多くの原始・古代の遺跡が発掘され、古くから人々が暮らしていたことが立証されています。

江戸時代には、五街道のひとつとして整備された中山道の各宿場町はにぎわいを見せ、佐久甲州道と合わせて交通の要衝の役割を果たすとともに、様々な文化が生まれ育ちました。

近年は、北陸新幹線、上信越自動車道、中部横断自動車道などの高速交通網の整備に伴い、まちの姿も大きく変わってきています。市内に北陸新幹線佐久平駅と6つの高速道路のインターチェンジを有することから、高速交通網の結節点、交流圏の拠点として飛躍的な発展が期待されています。

【佐久市交通ネットワーク図】



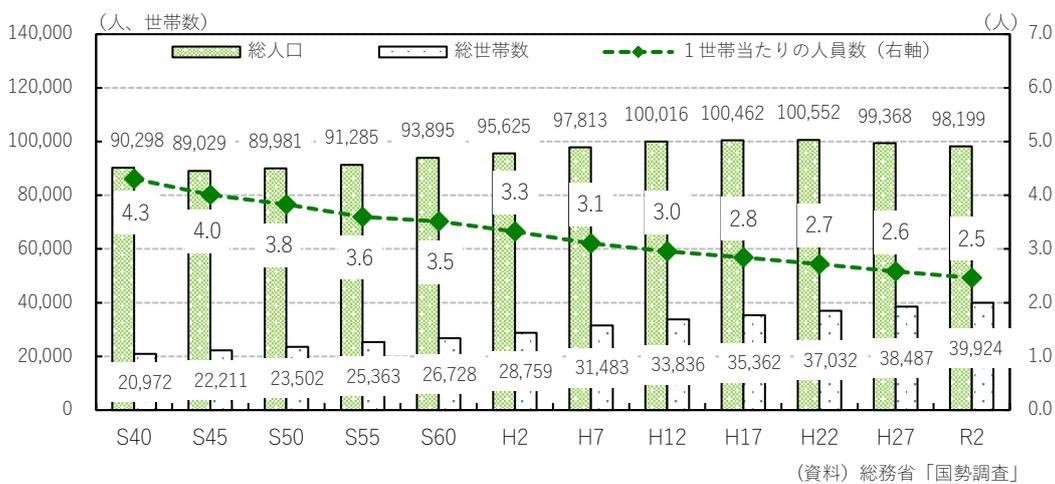
3 人口

(1) 人口・世帯

本市の令和2年の人口は、98,199人と、県内第4位の人口規模を有しています。平成27年に比べ、1.18%減少しており、昭和45年以降、増加傾向で推移してきた人口が、平成27年に45年振りに減少に転じた後も継続して減少が続いています。

一方、世帯数は、39,924世帯で、平成27年と比べ3.6%増加と、一貫して増加傾向が続いています。しかし、核家族化や世帯の単身化により、令和2年における1世帯当たりの人員は、**2.5人**まで縮小しています。

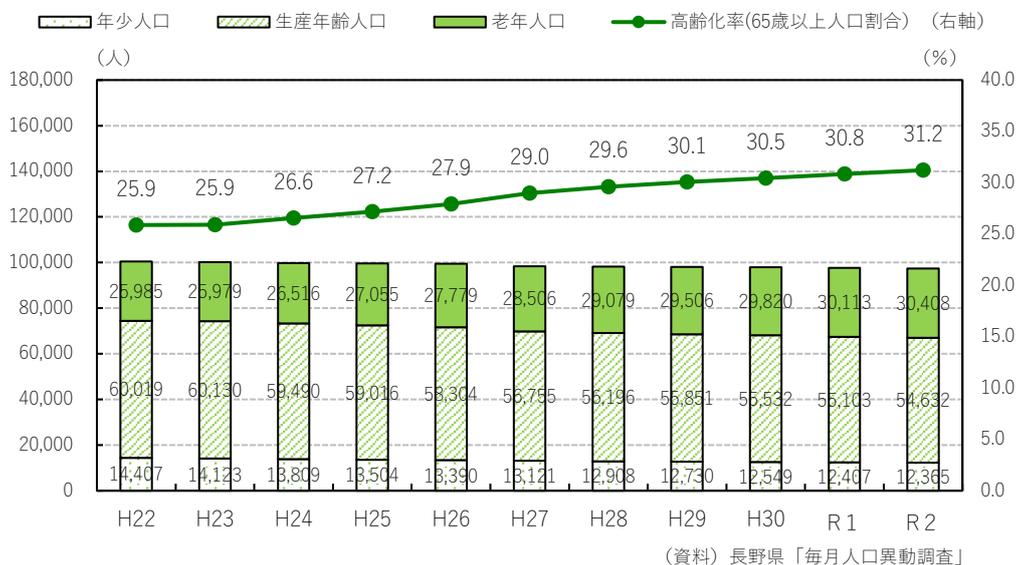
【人口・世帯の推移】



(2) 年齢別人口

65歳以上の老年人口の割合は、平成29年に30.1%と初めて30%を超え、令和2年には、**30.9%**となっています。一方、年少人口と生産年齢人口は、減少傾向にあり、少子高齢化が進行しています。

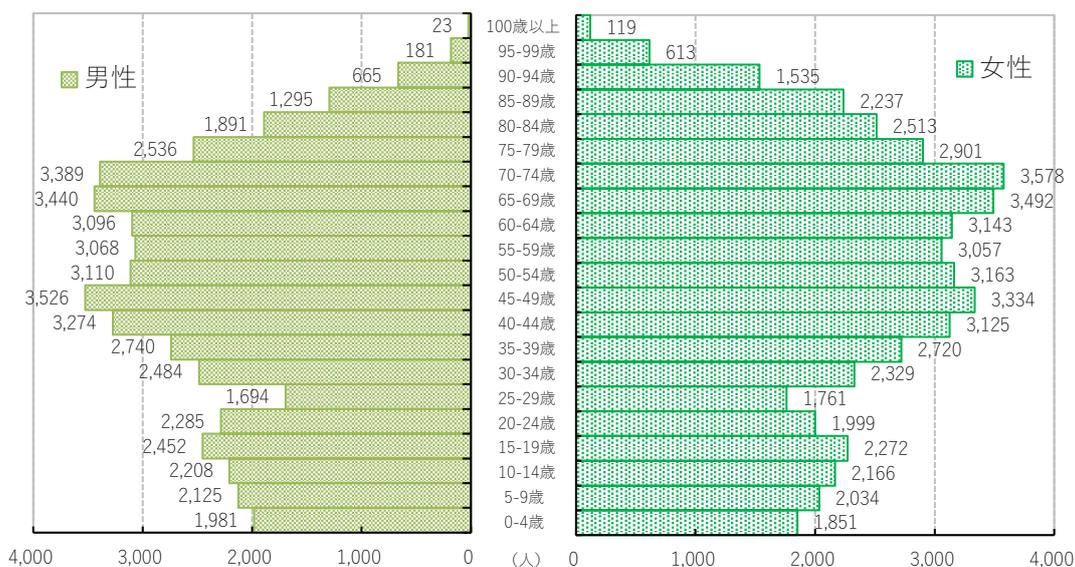
【年齢別人口・高齢化率の推移】



(3) 人口構造

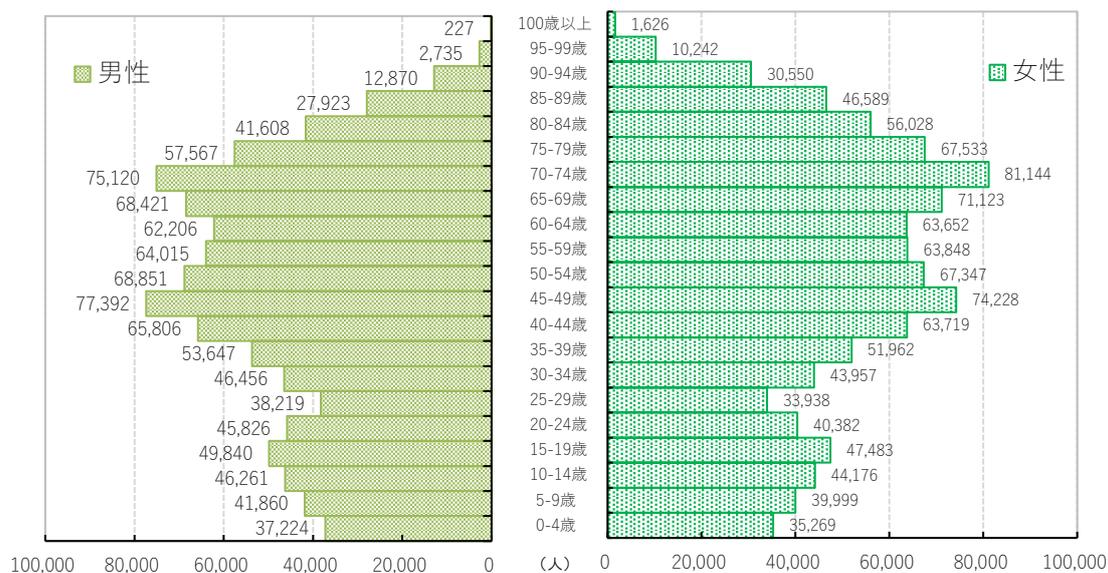
本市の人口の年齢別の構成を全国と比較すると、長野県全体の傾向と同様に20代の人口が男女ともに少なくなっています。高校卒業後の進学・就職において、東京などの都市部に若者が流出していることが影響していると考えられます。

【人口ピラミッド（佐久市）】



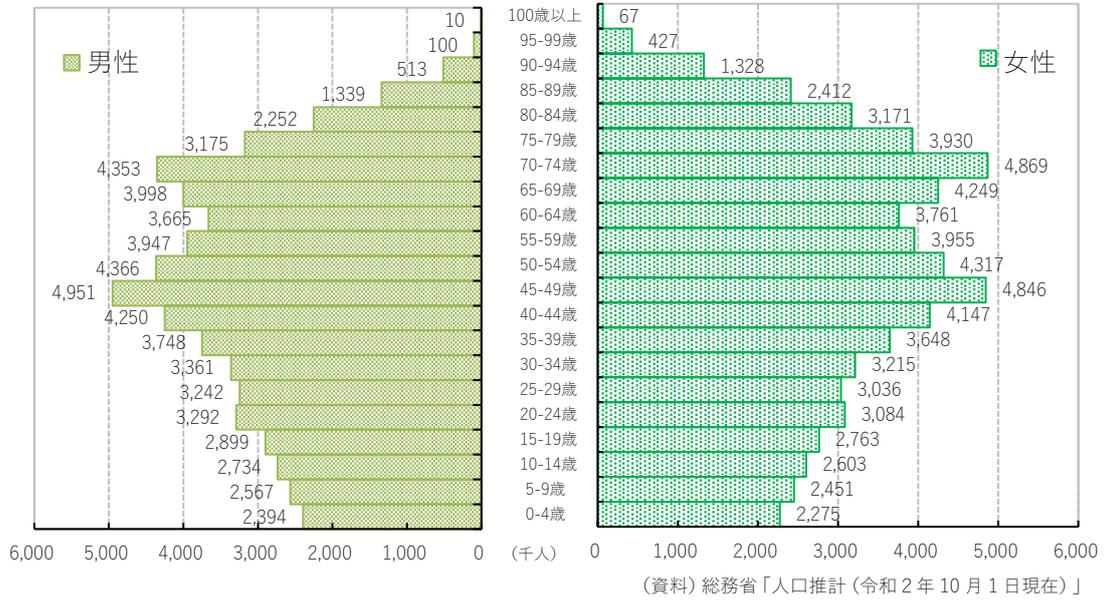
(資料) 長野県「毎月人口異動調査（令和2年10月1日現在）」

【人口ピラミッド（長野県）】



(資料) 長野県「毎月人口異動調査（令和2年10月1日現在）」

【人口ピラミッド（全国）】

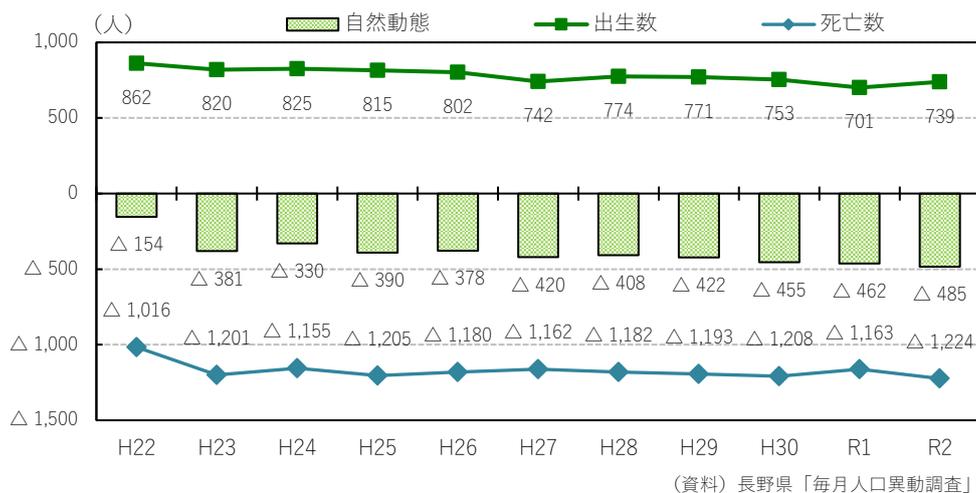


(4) 人口動態

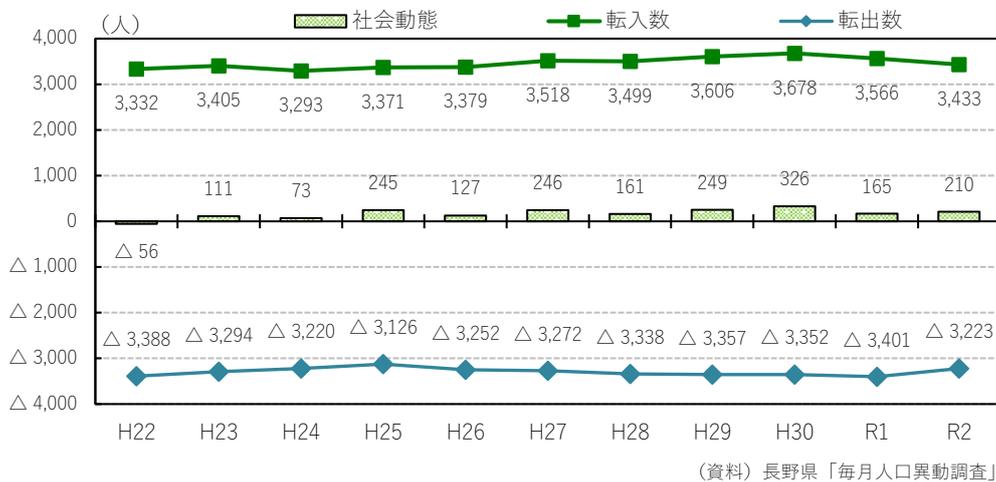
人口の動態を見ると、自然動態では、平成14年から死亡数が出生数を上回る自然減の状態が続いており、減少幅は徐々に広がっています。

また、社会動態では、平成23年から10年連続で転入者数が転出者数を上回る社会増の状態にあります。

【自然動態】

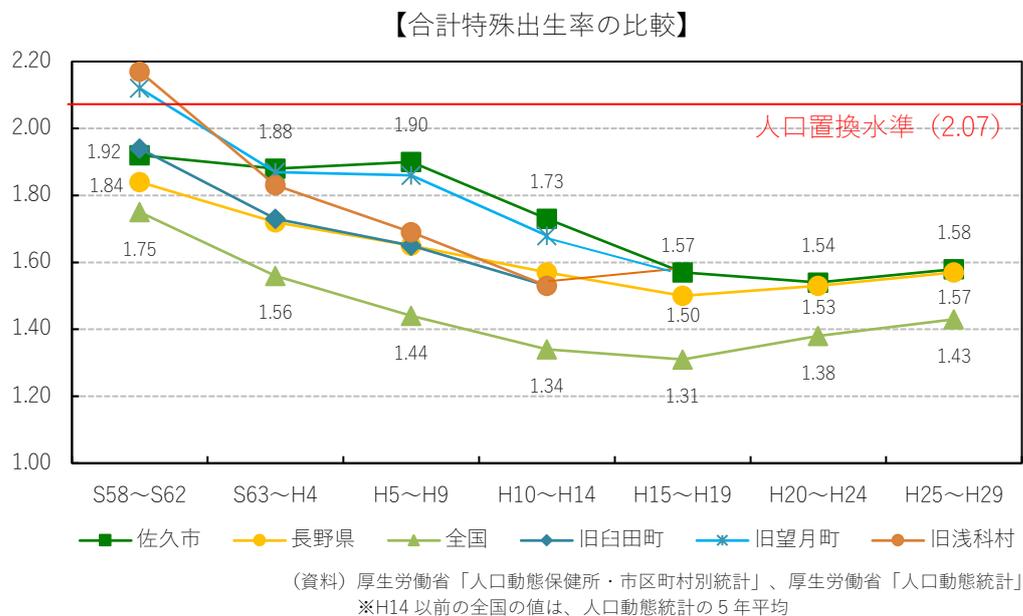


【社会動態】



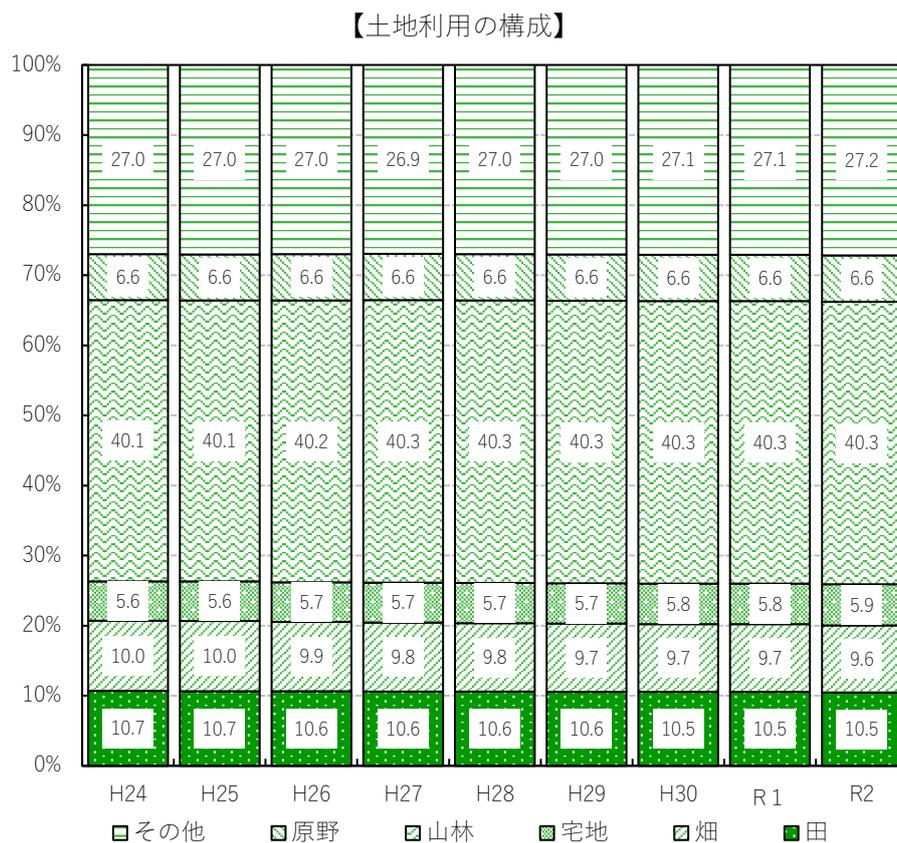
(5) 合計特殊出生率

合計特出生率を見ると、昭和 58 年から平成 19 年まで減少傾向にありましたが、以降は横ばいとなっています。全国の平均や県の平均を上回っているものの、長期的に人口を維持できるとされる人口置換水準 2.07 を下回っています。



4 土地利用

地目別面積で見ると、市域面積の約40%が山林、約20%が農地、約6%が宅地となっており、自然的土地利用が多くを占めています。面積は、農地は減少傾向にあり、宅地面積は増加傾向にあります。



(資料) 佐久市税務課「地目別面積」(各年1月1日)

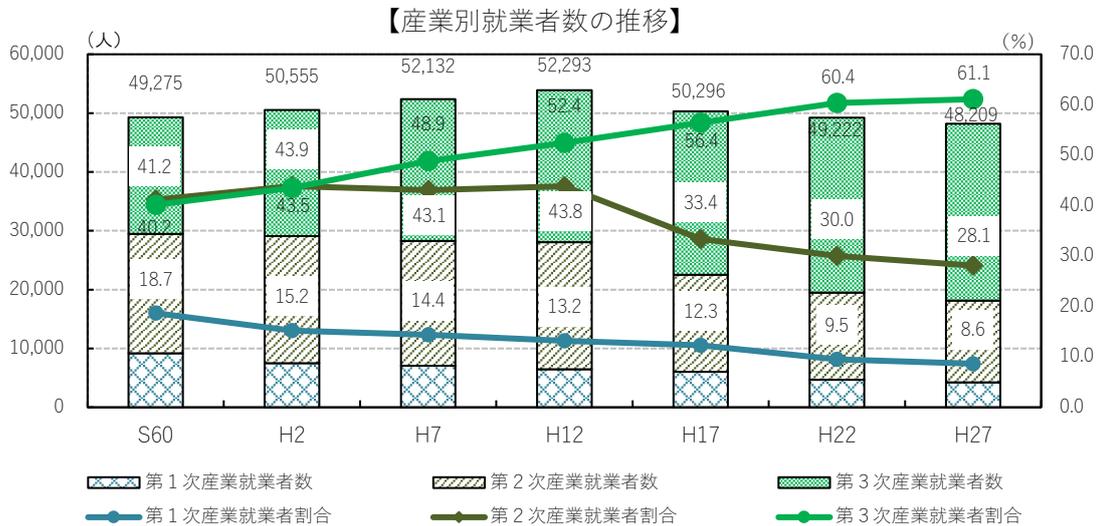
5 産業

(1) 就業人口の状況

産業別就業人口を見ると、第3次産業が最も多く、第1次産業が少なくなっています。

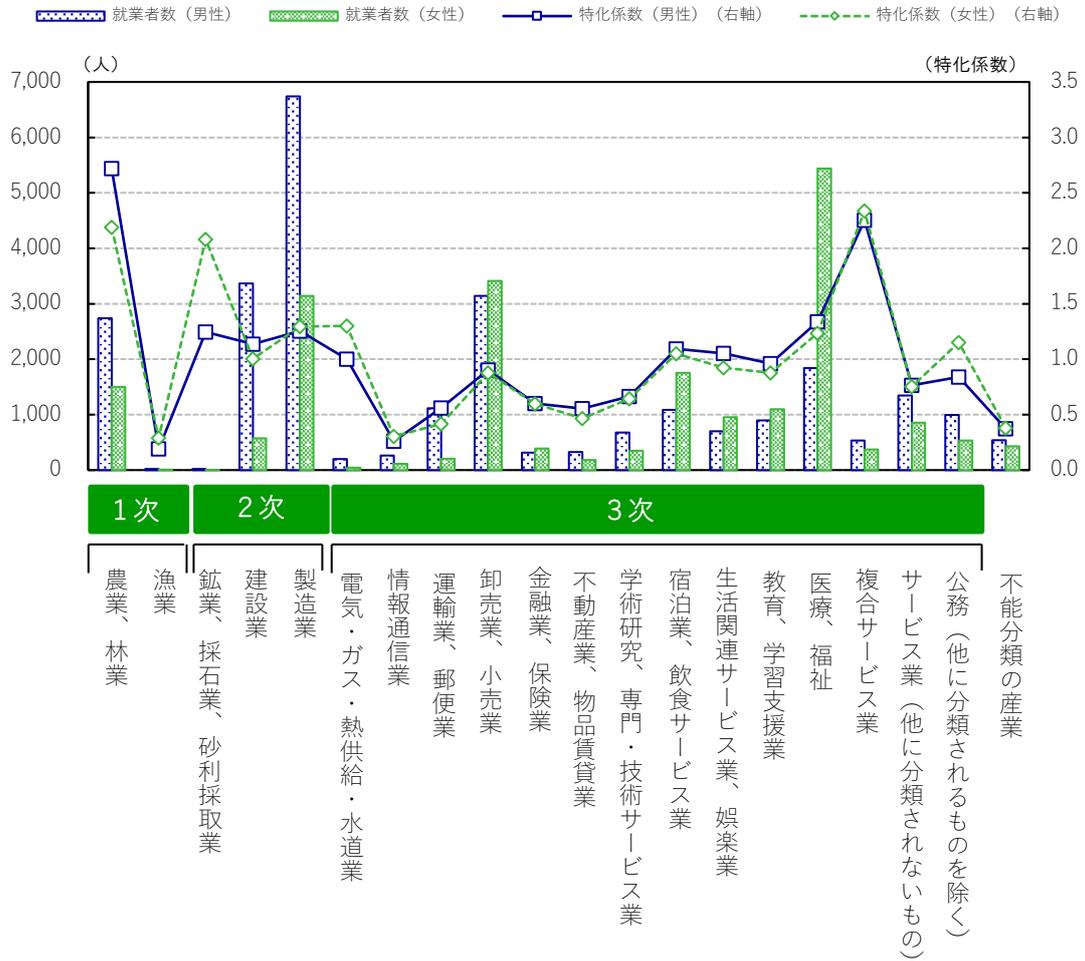
佐久市在住者の産業分類別の就業者数と特化係数を男女別にみると、産業により男女比に違いが見られ、男性は、農業、建設業、製造業で、女性は、医療・福祉で、それぞれ従業者が多い傾向が伺えます。

また、本市の女性の就業率を年齢別にみると、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下するM字カーブの傾向が見られますが、就業率は、平成22年と比較し、平成27年は20歳代後半から70歳代後半までの年代で上昇しています。



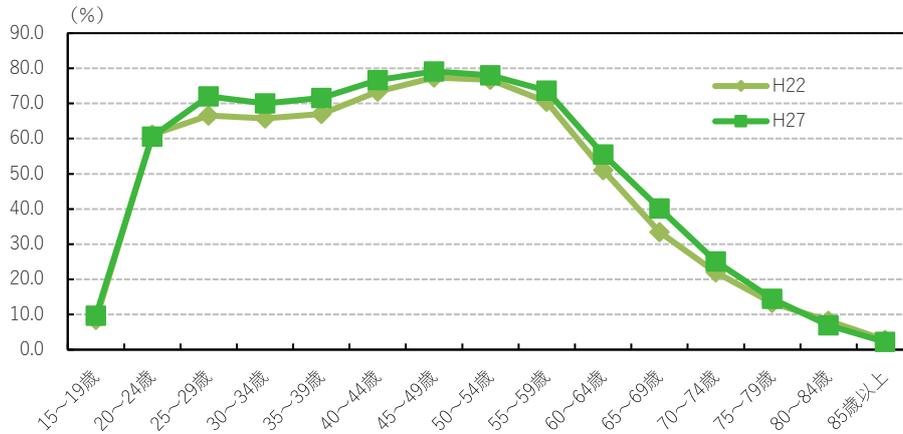
(資料) 総務省「国勢調査」

【産業別・男女別就業者数、対全国との特化係数】



(資料) 総務省「平成 27 年国勢調査」

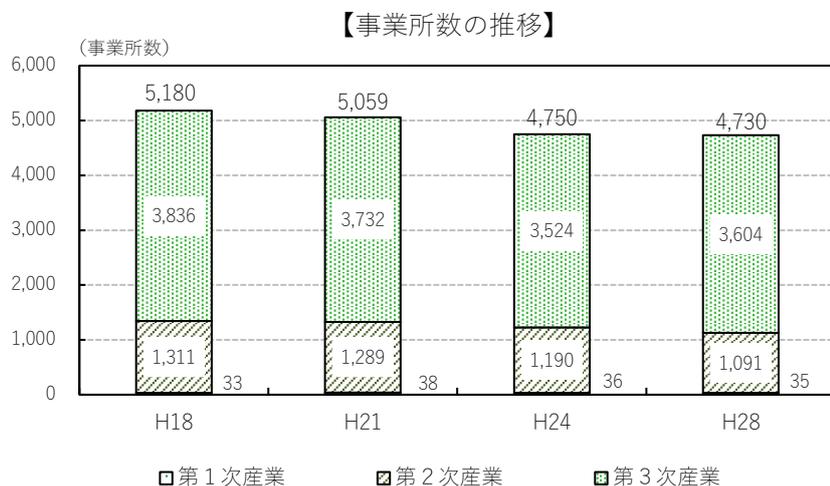
【女性の就業率】



(資料) 総務省「国勢調査」

(2) 事業所の状況

本市の事業所数を見ると、減少傾向が継続しており、産業別にみると、第2次産業が減少し、第3次産業が増加傾向にあります。



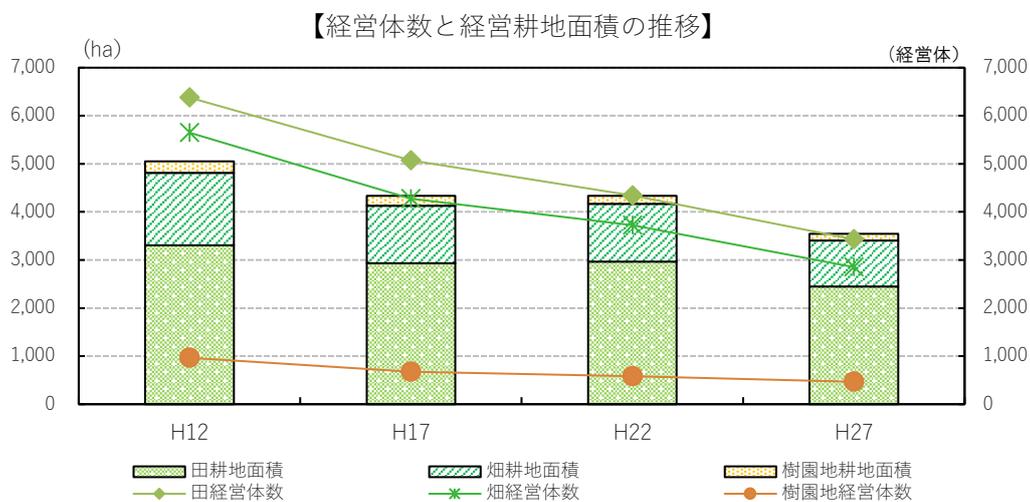
(資料) 総務省「事業所・企業統計調査」(平成18年)、
 経済産業省「事業所企業統計」(平成21年)、
 「経済センサス活動調査」(平成24年、平成28年)

(3) 各産業の状況

ア 農業

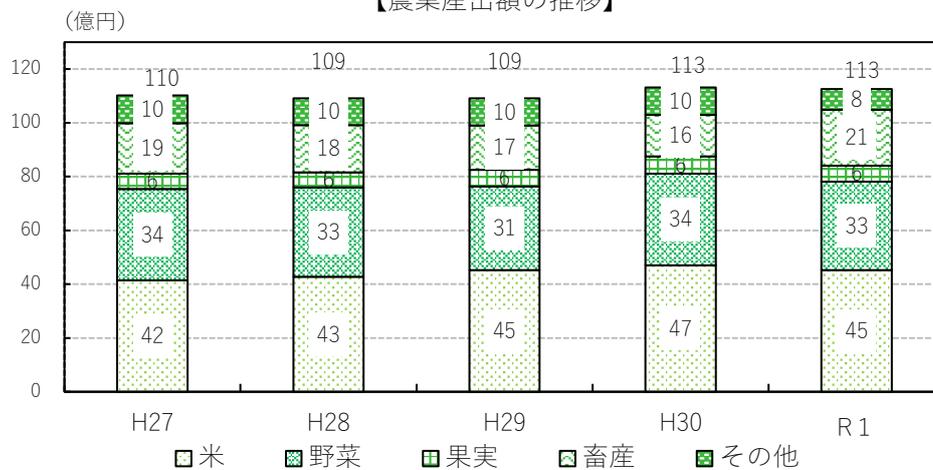
経営体数と経営耕地面積の平成12年から平成27年までにかけた推移を見ると、年々減少傾向にあります。農業産出額は、横ばいから微増傾向で推移しています。

耕作放棄地は、同期間において増加しています。



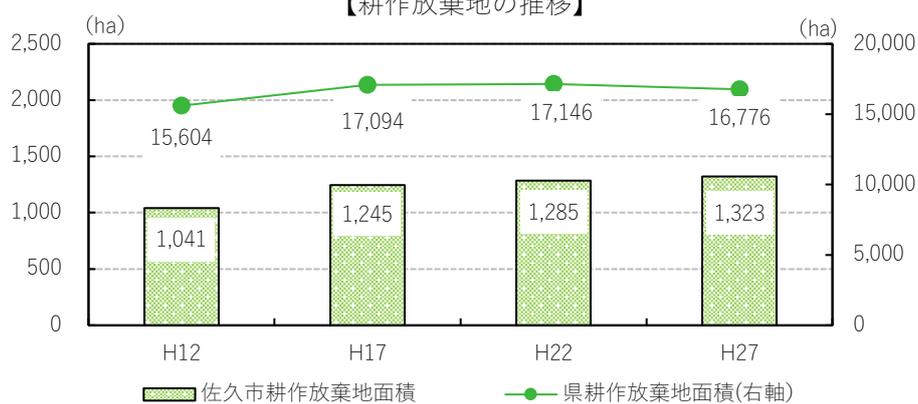
(資料) 農林水産省「農林業センサス」

【農業産出額の推移】



(資料) 農林水産省「市町村別農業産出額(推計)」

【耕作放棄地の推移】



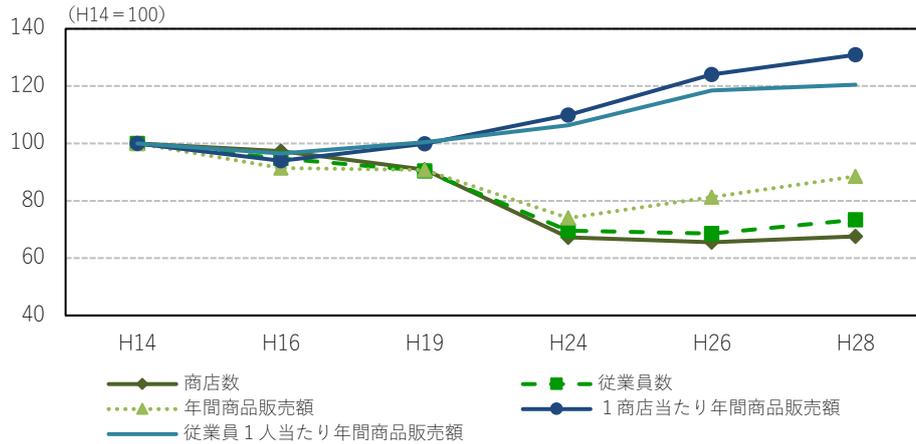
(資料) 農林水産省「農業センサス」

イ 商業

卸売業・小売業を合わせた事業所数、従業者数、年間販売額は、平成24年以降増加傾向にあります。

商業吸引力係数は、県内で最も高い水準にありますが、近年は減少傾向にあります。

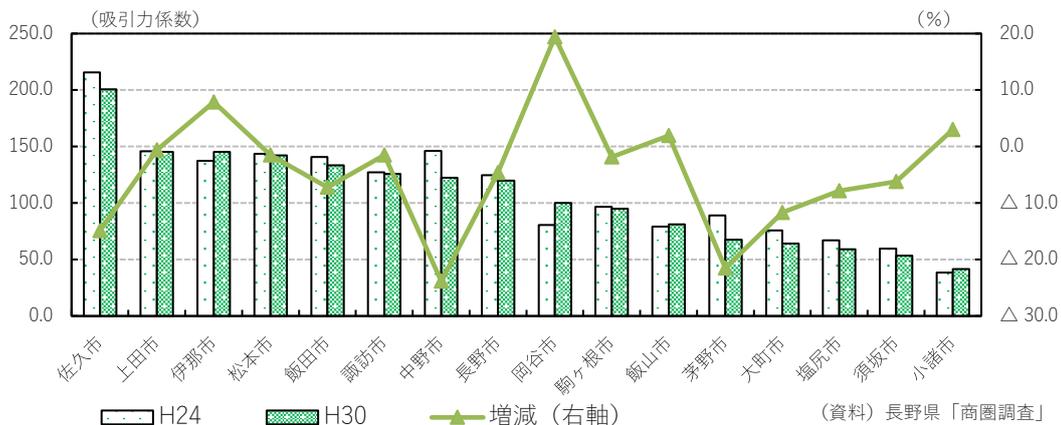
【事業所数、従業者数、年間販売額の推移】



	H14	H16	H19	H24	H26	H28
商店数(店)	1,416	1,378	1,287	953	928	957
従業者数(人)	9,029	8,554	8,164	6,282	6,192	6,630
年間商品販売額(億円)	2,196	2,008	1,994	1,625	1,785	1,943
うち1商店当たり年間販売額(万円)	15,508.5	14,571.8	15,493.4	17,051.4	19,234.9	20,303.0
うち従業員1人当たり年間販売額(万円)	2,432.2	2,347.4	2,442.4	2,586.8	2,882.8	2,930.6

(資料) 経済産業省「商業統計(平成14年～平成19年)」
総務省「経済センサス(活動調査)(平成24年～平成28年)」

【商業吸引力係数】

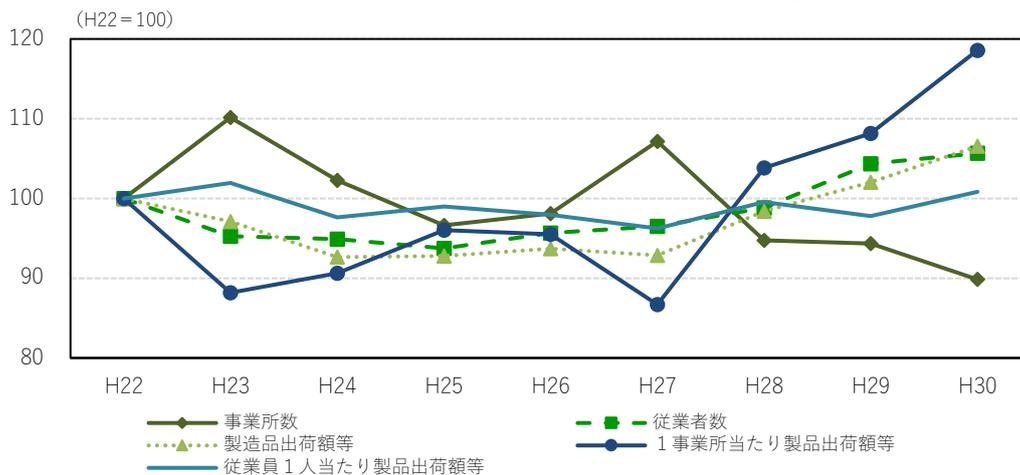


※吸引力係数とは、(吸引人口(地元滞留人口+流入人口)÷居住人口)×100によって算出される。居住人口に対する吸引人口の百分比であり、数値が大きいほど地元滞留率及び他市町村からの流入人口の割合が高いことを示す。

ウ 工業

事業所数は、減少傾向にあるものの、従業者数、製造品出荷額等は増加傾向にあり、生産用機械器具製造業、電子部品、輸送用機械器具製造業などの業種を中心に操業されています。

【事業所数、従業者数、製造品出荷額等の推移】



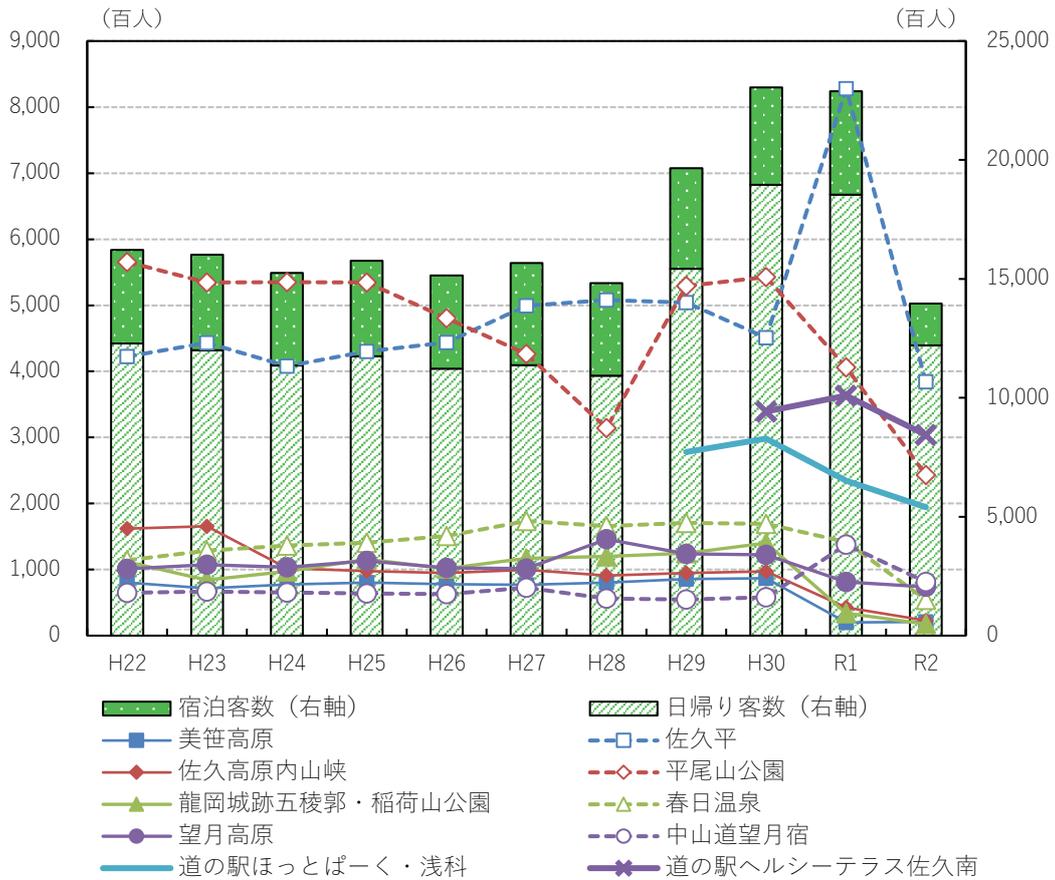
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
事業所数 (事業所)	266	293	272	257	261	285	252	251	239
従業員数 (人)	8,631	8,223	8,190	8,091	8,257	8,330	8,529	9,008	9,120
製造品出荷額等 (億円)	2,081.7	2,021.9	1,928.7	1,931.4	1,950.7	1,933.6	2,048.2	2,124.3	2,217.8
うち1事業所当たり年間製造品出荷額等 (万円)	78,259.4	69,006.8	70,908.1	75,152.8	74,739.5	67,845.6	81,276.0	84,633.5	92,796.5
うち従業員1人当たり年間製造品出荷額等 (万円)	2,411.9	2,458.8	2,354.9	2,387.1	2,362.5	2,321.2	2,401.4	2,358.2	2,431.8

(資料) 経済産業省「工業統計」

エ 観光

本市の観光客数を見ると、日帰り客数が大きな割合を占めています。平成 29 年以降増加に転じましたが、令和元年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響で減少しています。

【観光地における観光客数の推移】

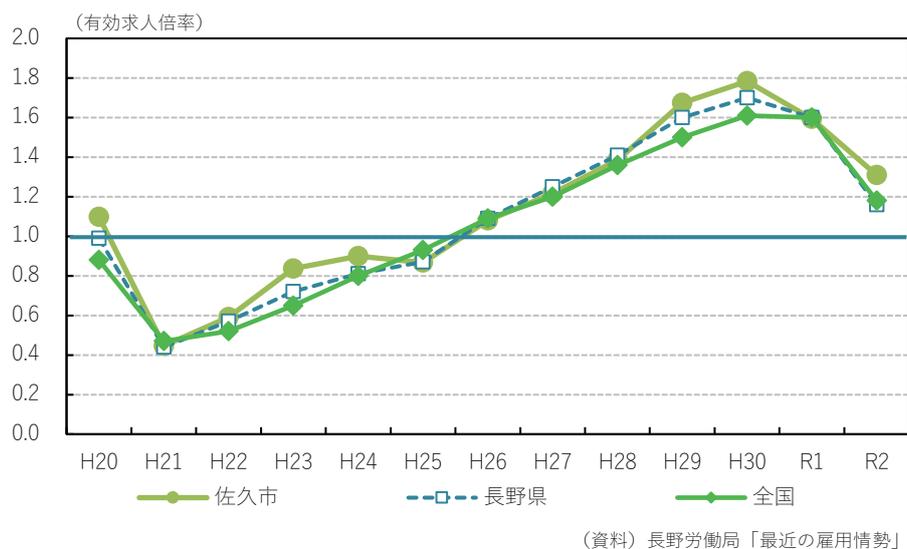


(資料) 長野県「観光地利用者統計調査」

オ 雇用の状況

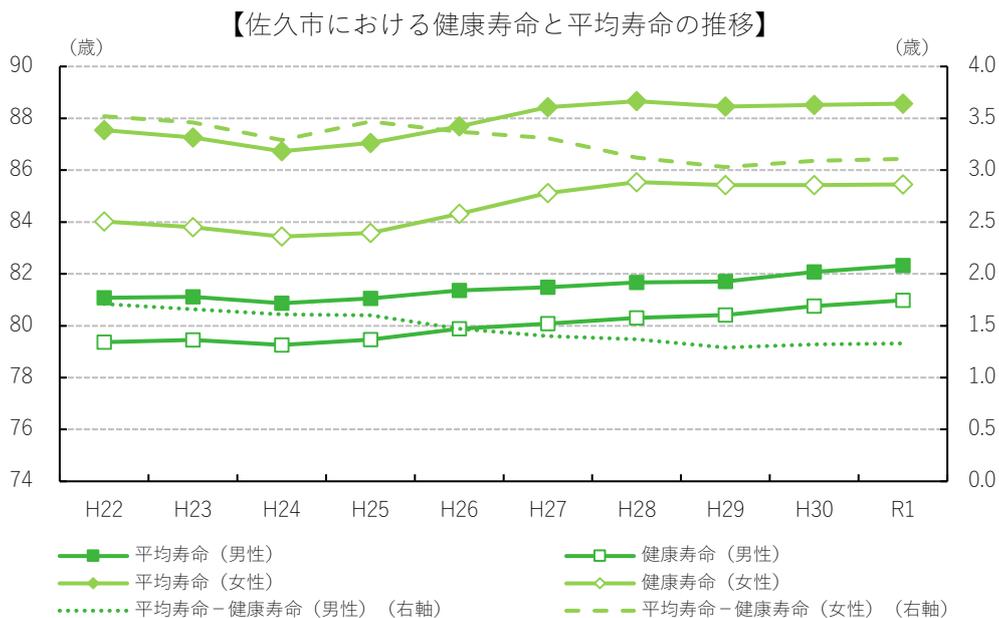
ハローワーク佐久管内の有効求人倍率は、近年の人手不足の状況を反映し、求人数が求職者数を上回る状況で推移しています。

【有効求人倍率の推移】



6 健康

平成22年と令和元年の健康寿命を比べると、男性は1.61年、女性は1.43年延びています。同期間での平均寿命の伸びをみると、男性は1.24年、女性は1.02年延びており、健康寿命の増加分が平均寿命の増加分より大きい状況にあります。令和元年の本市と長野県、全国の健康寿命を比較すると、男性・女性ともに、全国平均を上回っています。

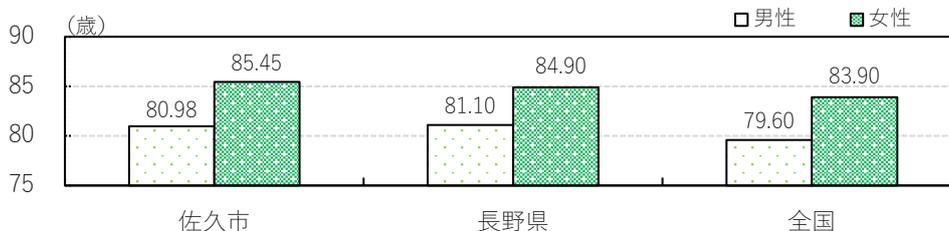


(単位：歳)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
平均寿命 (男性)	81.08	81.11	80.87	81.05	81.36	81.48	81.67	81.71	82.08	82.32
健康寿命 (男性)	79.37	79.45	79.26	79.46	79.89	80.08	80.30	80.41	80.76	80.98
平均寿命 - 健康寿命 (男性)	1.71	1.66	1.61	1.60	1.47	1.40	1.37	1.29	1.32	1.33
平均寿命 (女性)	87.54	87.26	86.73	87.05	87.69	88.43	88.66	88.45	88.51	88.56
健康寿命 (女性)	84.02	83.80	83.44	83.58	84.32	85.12	85.54	85.42	85.42	85.45
平均寿命 - 健康寿命 (女性)	3.52	3.46	3.29	3.47	3.37	3.31	3.12	3.03	3.09	3.11

(資料) 佐久市

【健康寿命の比較 (令和元年)】

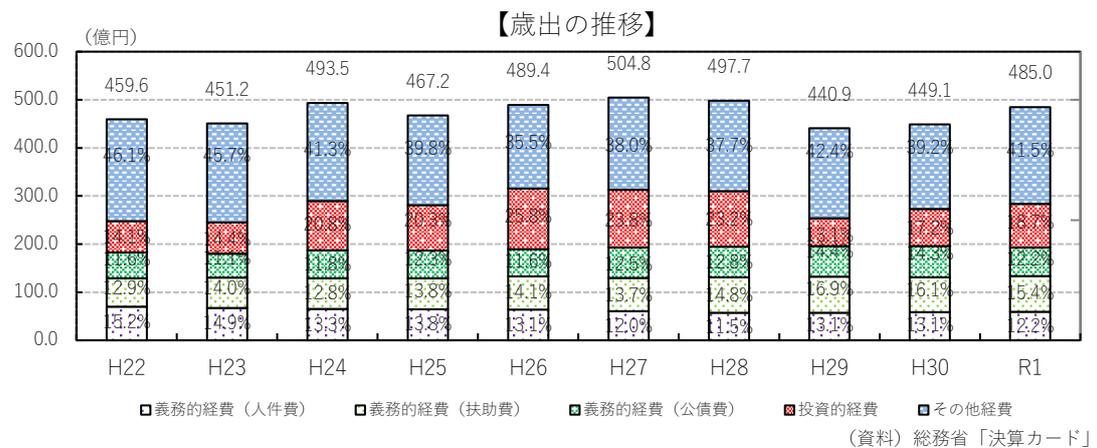
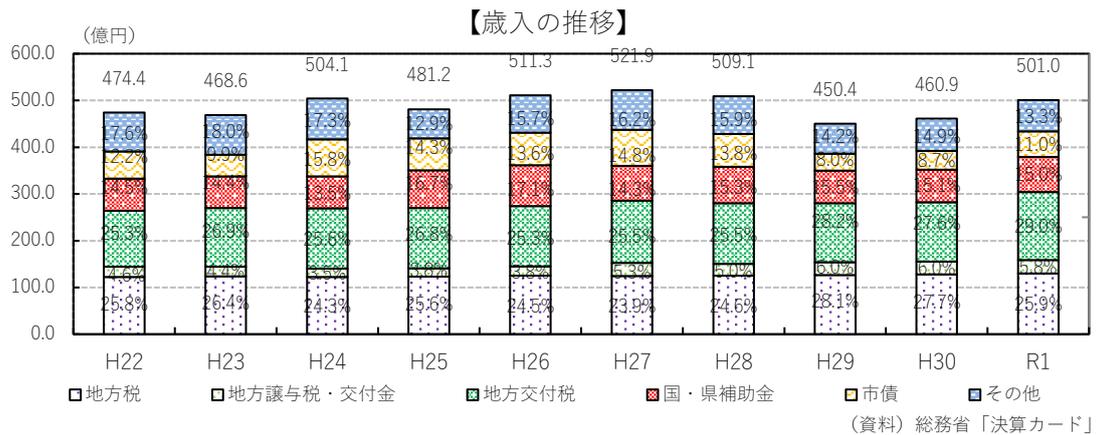


(資料) 公益社団法人国民健康保険中央会「平均自立期間」、佐久市

7 財政状況

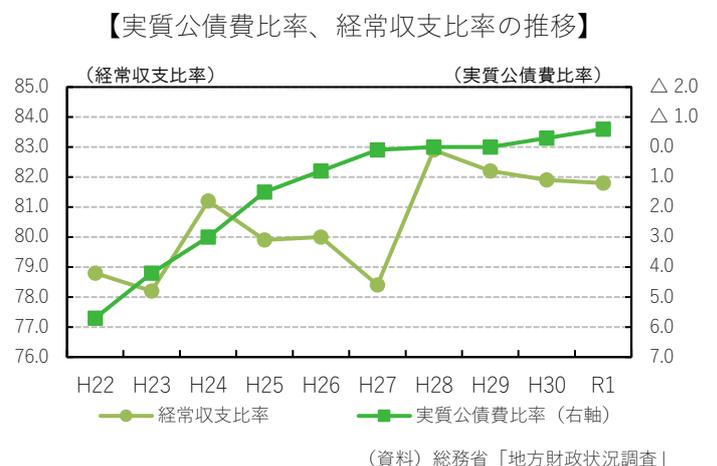
(1) 財政状況

本市の普通会計歳入歳出決算額は、ここ数年は、横ばいで推移しており、令和元年度は、歳入決算額は約 501 億円、歳出決算額は約 485 億円となっています。歳入では、市税の割合が概ね 26%前後で推移していますが、今後、人口減少に伴う税収の減少が懸念されています。また、歳出では、社会保障関係経費の伸びにより、扶助費の割合が増加しています。



(2) その他財政指標の推移

財政の健全性を表す各指標について見てみると、実質公債費比率は低下していますが、経常収支比率の上昇により、財政の硬直化傾向が見られます。



2

第3部

計画の策定に当たって

時代の潮流

1 人口減少・少子高齢化の急速な進行

日本の人口は、平成27年国勢調査において、大正9年の調査開始以来、初めて減少に転じ、令和2年国勢調査においても、その傾向は継続しています。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和35年（2053年）には、日本の総人口は1億人を下回ると予想されています。

また、人口構成も変化しており、65歳以上の老年人口の割合は、昭和25年（1950年）の4.9%から一貫して上昇を続けており、平成17年（2007年）に20%を超え、令和2年（2020年）には28.7%となりました。この割合は、今後も上昇を続け、第2次ベビーブーム期（1971年-1974年）に生まれた世代が65歳以上となる令和22年（2040年）には、35.3%に達すると推計されています。

一方、出生数は、平成28年（2016年）に100万人を下回り、令和元年（2019年）には約86万5千人と初めて90万人を割り込みました。

さらに、15歳から64歳までの生産年齢人口の割合は、平成7年（1995年）をピークに減少に転じており、出生数の減少により、今後も少子高齢化が加速的に進行するとされています。

人口減少と人口構造の変化は、医療や介護サービスなどへのニーズの偏重、また社会保障制度や地域コミュニティの維持などの課題の顕在化につながるものが懸念されています。

さらに、我が国では、東京圏への人口一極集中が長年にわたり続いており、地方における人口減少が拡大しています。こうした地方の現状に対応するため、国と地方自治体は、総力を挙げて地方創生に取り組んでいます。

2 新型コロナウイルス感染症がもたらした社会変化

令和元年12月に発生が確認され、瞬く間にパンデミックとなった新型コロナウイルス感染症は、多くの人々の命と暮らしを脅威に晒すのみならず、日々の暮らしや従来の価値観を一変させました。多くの人々が集い、様々な活動を行うことで経済やコミュニティが成り立つという、これまで当たり前だと考えられていた概念が覆されたことにより、経済活動や市民活動などの存続が危ぶまれ、人々の暮らしは未だかつて無い程の変化に直面しています。これまでの生活とは異なる「新しい生活様式」の実践が求められる中、従来型の多くの活動が休止や規模縮小を余儀なくされました。

一方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、人、政治、経済などが過度に都心部に集中する東京一極集中の脆弱性を浮き彫りにし、集中から分散への風潮が芽生え始めるなど、我が国全体の持続可能性を高めていくための道筋が改めて認識されることとなりました。

感染対策と社会経済活動のバランスが問われる中、テレワークやオンライン会議など新しい働き方の浸透や、教育や医療・介護をはじめとした多分野でのデジタル化の推進など、様々な社会の仕組みを根底から見直す取組が加速しています。

3 D X の推進・Society5.0 の実現

IoT の進展や、スマートフォンやタブレットなどの情報端末の急速な普及により、情報化社会が飛躍的に発展し、地理的要件や物理的要件に左右されず、人、モノ、情報がつながることができる社会が実現しています。

また、ロボット技術の発達や自動運転の開発など、IoT、AI、ビッグデータの駆使により、農林水産業、エネルギー、物流などあらゆる分野で産業が目覚ましい発展を遂げ、超スマート社会が現実のものとなりつつあります。

新型コロナウイルス感染症への対応において顕在化した、デジタル化への遅れに対応するため、社会全体にデジタル技術を浸透させることで、新たな価値を創出し人々の生活をより良いものとし、新たな社会の仕組みへと変革する、D X（デジタル・トランスフォーメーション）の推進や、経済発展と社会的課題の解決を両立するため、IoT、AI などの先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、格差なく、多様なニーズにきめ細やかに対応する人間中心の社会である、Society5.0 の実現が求められています。

一方で、デジタル・デバイド、個人情報流出やサイバー犯罪の増加など、情報に関わる負の側面が社会問題として顕在化してきています。

4 安心・安全を求める意識の高まり

平成 23 年の東日本大震災、平成 28 年の熊本地震、平成 30 年の北海道胆振東部地震などの大地震に加え、平成 30 年の西日本豪雨や令和元年東日本台風などの異常気象に伴う記録的な風水害の発生が相次いでおり、我が国の国土が抱える自然災害のリスクの高さが再認識されています。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、多くの人の命や暮らしが脅かされ、医療供給体制がひっ迫するなど、安心・安全な暮らしを守ることの大切さ、そしてその難しさが改めて浮き彫りとなりました。

さらに、手口が複雑化・巧妙化する特殊詐欺被害、サイバー犯罪や海外におけるテロ行為の発生など、住民生活を脅かす不安が広がっており、ハード・ソフトを組み合わせた安心・安全なまちづくりの重要性がますます高まっています。

5 地球環境問題への意識の高まり

近年、地球温暖化の進行や生物多様性の喪失など、人間の活動が地球環境に与える影響の深刻さが懸念されています。気候変動がもたらす影響が顕在化し、我が国においても、これまで経験したことのないような集中豪雨などの自然災害が各地で頻発しています。

森林、農地、河川、都市などの国土の有する機能や価値を将来に引継いでいくことの大切さや、資源やエネルギーを大量に消費する社会のあり方の是正や再生可能エネルギーへの転換など、持続可能な社会への転換の必要性が改めて認識され、人々の価値観や意識に変化が生じています。

6 経済構造の変化

国境を越えたサプライチェーンの構築やインバウンド需要の高まりなど、日本と世界のつながりが深まり、経済のグローバル化が急速に進んできました。

このような中で生じた新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、サプライチェーン寸断のリスクを顕在化させ、生産拠点を国内回帰・地方分散などの動きが見られています。一方で、地方創生の処方箋のひとつとして期待されていたインバウンド消費は、入国制限などにより減少傾向が続いています。

また、情報化の進展や技術革新は、消費者や企業などの地理的・物理的ハードルを低くし、暮らしや経済活動に大きな変化をもたらしています。

さらに、人口減少・少子高齢化の進行は、労働力人口の減少をもたらしています。これに対応するため、高齢者、女性、障がい者、外国人など多様な人々の参画がこれまで以上に盛んになるなど、働き手の多様化が進んでいます。

7 価値観やライフスタイルの多様化

社会の成熟化が進む中で、「物質的な豊かさ」から「心の豊かさ」を重視する傾向が強まっています。少子高齢化の進行による労働力人口の減少や技術革新なども相まって、個人のライフスタイルに大きな影響をもたらす働き方への意識にも変化が見られ、就労を希望する女性や高齢者が増加し、家事、育児、介護への男性の参画も少しずつではあるものの増加するなど、意識の変化が見られつつあります。

併せて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機とした場所を選ばない働き方の広がりや、ワーク・ライフ・バランスの浸透などを背景に、豊かな自然の中での子育てや、農作業やアウトドアなどの趣味の満喫など、移住することで実現できるライフスタイルを求める動きも拡大しています。

また、学びから仕事、老後へと進む単線型の生き方から、生涯のうちに学びや仕事などを何度も繰り返す複線型の生き方へと移行する、人生のマルチステージ化の進行など、人々の生き方や社会全体の在りようが大きく変化しています。

さらに、近年、障がい、性、世代、言語、人種などあらゆる多様性を認め合い、誰も孤立することなく、活躍できる社会の実現に向けた機運の高まりも見られます。

多様化する一人ひとりの生き方を尊重しながら、それぞれの個性や能力が生かされ、誰もが自分らしく豊かな暮らしを実現できる社会の構築に向けた取組が期待されています。

3

第3部

計画の策定に当たって

まちづくりに対するニーズ

1 市民アンケート

第二次佐久市総合計画後期基本計画の策定に当たり、まちづくりに対する市民ニーズを把握するため、市民アンケート調査を実施しました。

【実施概要】

実施期間：令和2年11月～12月

調査対象：佐久市内に住所を有する16歳以上の男女3,000人

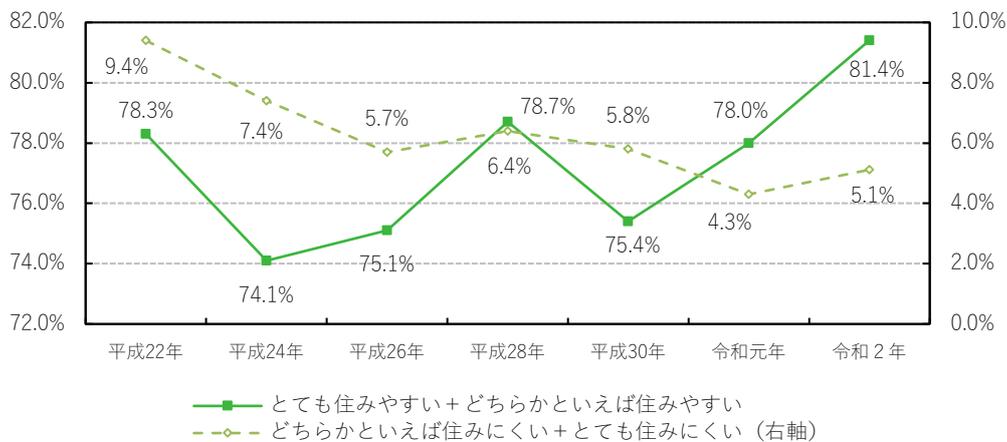
調査方法：郵送による無記名アンケート

有効回答：1,721人（回答率57.4%）

(1) 住んでいる地域の住みやすさ

「とても住みやすい」「どちらかといえば住みやすい」を合わせて、81.4%が住みやすいと評価しています。

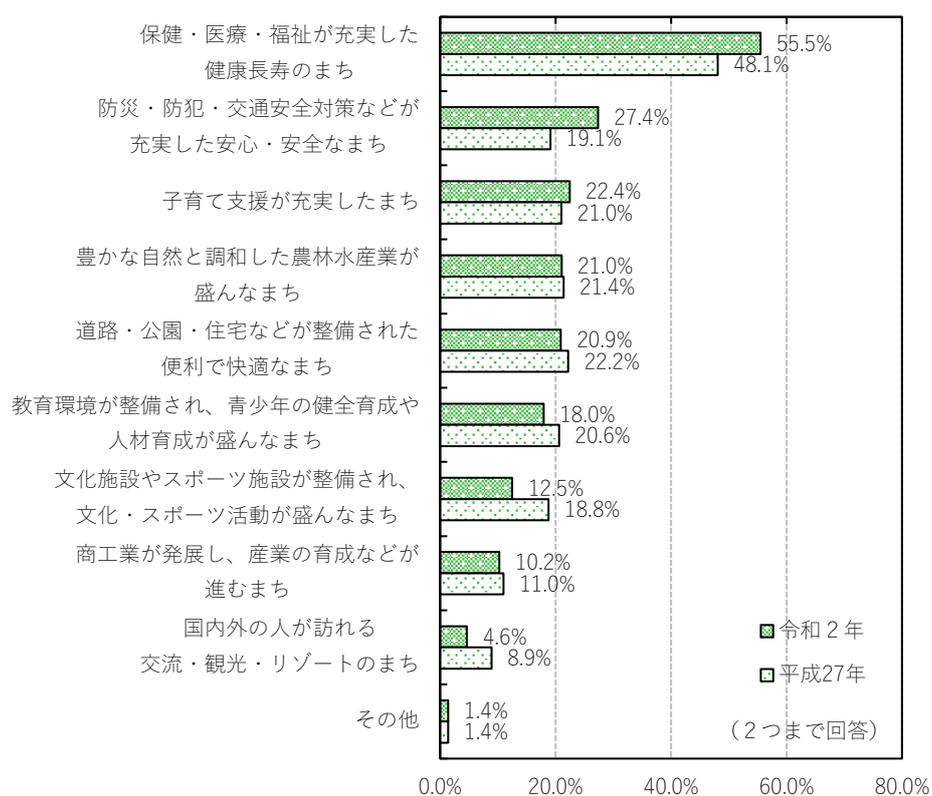
「どちらかといえば住みにくい」「とても住みにくい」を合わせると5.1%で、これまでの調査の中で2番目に低くなっています。



(2) 将来の佐久市になってほしい姿

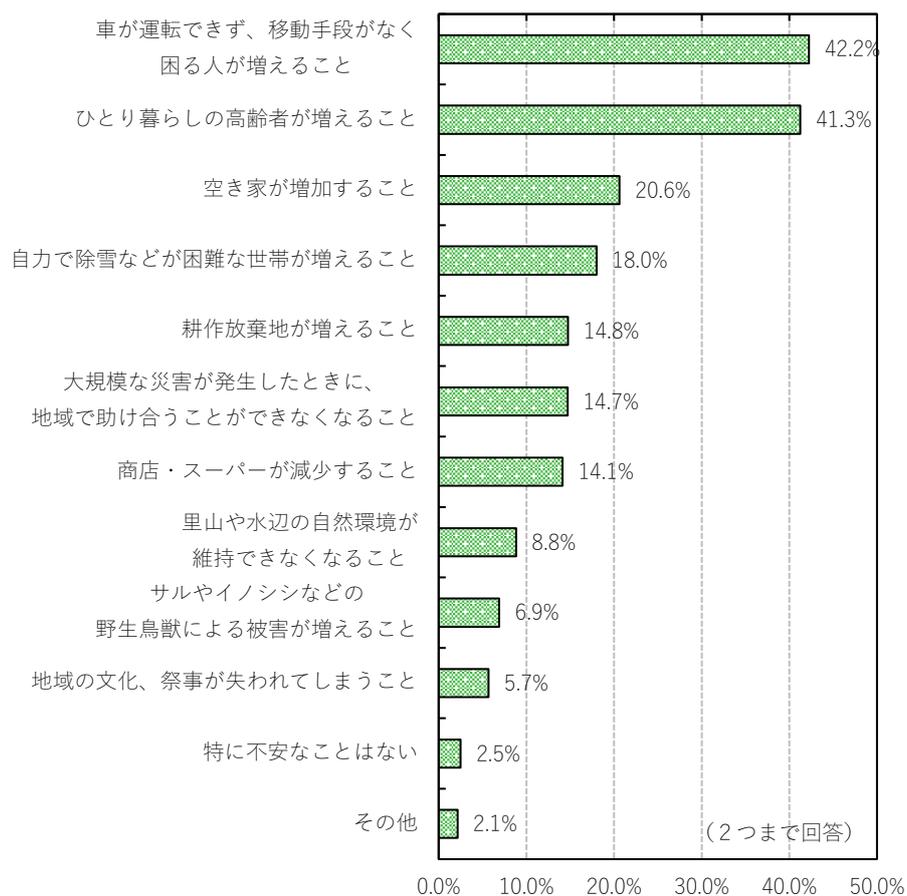
「保健・医療・福祉が充実した健康長寿のまち」が 55.5%と、他の項目と比較して最も高くなっています。次いで、「防災・防犯・交通安全対策などが充実した安心・安全なまち」が 27.4%、「子育て支援が充実したまち」22.4%と続いています。

これらの上位3項目は、いずれも平成27年度調査と比較すると、回答割合が増加傾向にあります。



(3) 佐久市で暮らしていく上での不安

「車が運転できず、移動手段がなく困る人が増えること」が42.2%、「ひとり暮らしの高齢者が増えること」が41.3%と並んで高くなっています。高齢化の進行に伴う不安を掲げる方が多いことが特徴として挙げられます。



(4) 各施策の満足度・重要度（得点）

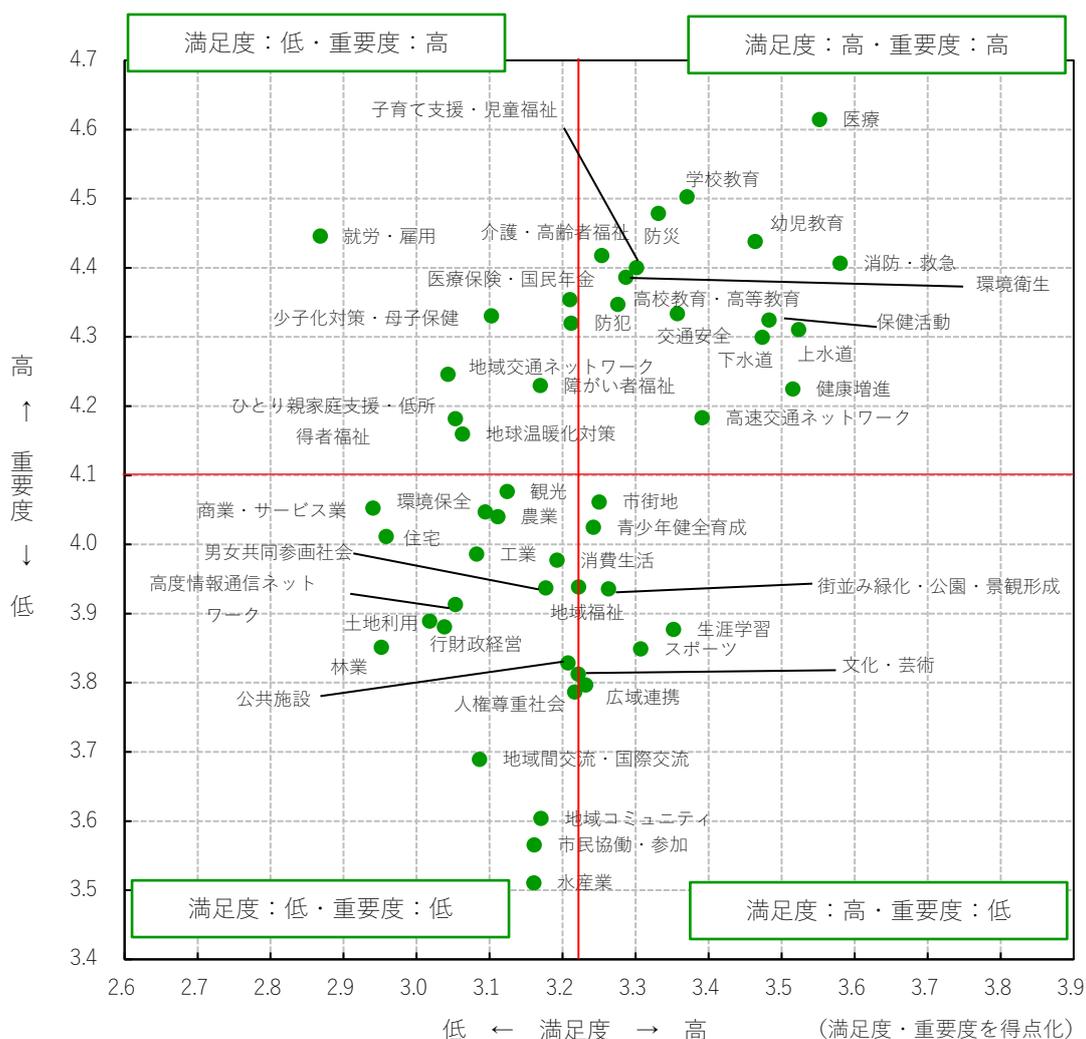
49項目の個別施策ごとに尋ねた結果、最も満足度が高い項目は「消防・救急」で、「医療」や「上水道」がこれに次いでいます。

一方、最も満足度が低い項目は「就労・雇用」で、「商業・サービス業」がこれに次いでいます。

また、最も重要度が高い項目は、「医療」で、「学校教育」、「防災」、「就労・雇用」がこれに次いでいます。

「就労・雇用」は、過去の調査においても最も満足度が低く、重要度は高い項目となっています。

「医療」、「健康増進」、「保健活動」といった医療・健康関連、「消防・救急」、「上下水道」、「交通安全」といった生活安全関連、「幼児教育」、「学校教育」といった教育関連は、満足度と重要度がともに高く、「林業」、「土地利用」、「行財政運営」などは、満足度と重要度がともに低い結果となっています。



得点は以下の方法で算出しました。

①それぞれの回答数に、以下の点数を乗じ、その合計値を算出します。

満足：5点/やや満足：4点/どちらでもない：3点/やや不満：2点/不満：1点

重要：5点/やや重要：4点/どちらでもない：3点/あまり重要ではない：2点 /重要ではない：1点

②その合計値を「無回答」を除く回答数で除します。

2 中学生ワークショップ

まちづくりに対する若者のニーズを把握するため、市内の中学生を対象としたワークショップを実施し、彼らが今後どの施策に力を入れることが重要と考えているかを調査し、課題を整理しました。

実施期間	調査対象	調査方法
令和3年2月～3月	佐久市内中学校2学年の生徒	ワークショップ形式

主なご意見

〈住んでいる地域の好きなおところ（強み）〉

- 人と人とのつながり
- 豊かな自然環境
- 商業施設

〈住んでいる地域のもっと良くしてほしいところ（弱み）〉

- 公共交通の充実
- 商業の活性化
- 自然環境の維持
- 将来の働く場の確保

〈考えられる対策〉

- 公共交通の見直し
- 佐久市を知ること



3 高校生ワークショップ

まちづくりに対する若者のニーズを把握するため、市内の高校生を対象としたワークショップを実施し、彼らが今後どの施策に力を入れることが重要と考えているかを調査し、課題を整理しました。

実施期間	調査対象	調査方法
令和3年2月	佐久市内高等学校2学年の生徒	ワークショップ形式

主なご意見

〈今後良くなりそうなこと（強み）〉

- 医療・福祉の充実
- 恵まれた高速交通インフラによる観光客誘致

〈今後悪くなりそうなこと（弱み）〉

- 少子化に伴う担い手不足
- 企業の市外移転、経済縮小
- 人口減少による空き家の増加、公共交通の減少

〈考えられる対策〉

- 若い人たちが来たくなる地域、佐久市のPR、子育て支援で若者を呼び込む
- 企業を呼び込む



4 子育て世代インタビュー

市内に住む子育て世代に、現在の佐久市に対する考えや、子育て世代が重視する要素などをインタビューし、様々なご意見をいただきました。

実施期間	調査対象	調査方法
令和3年1月	佐久市保育園保護者会連合会役員	対面によるインタビュー

主なご意見

〈暮らすまちを選ぶ基準〉

- 交通の利便性（鉄道、高速道路など）
- 医療・介護施設の充実度

〈子育てしやすいまちの基準〉

- 人と人とのつながり
- 経済的負担の軽減対策の充実度
- 歩道、公園など子どもが使う施設の整備状況

〈子育てにおける課題〉

- 仕事と育児の両立
- 子育てに関する不安解消の場の創出

〈子育て世代から見た佐久市の強みについて〉

- 自然や公園が多く、のびのび育児ができる
- 医療施設が整備されている
- 育児サポートが整っている
- 商業施設の不便がない
- 見守り隊、地域の連携、人のつながりなどもあり治安が良い

〈子育て世代から見た佐久市の弱みについて〉

- 地域によっては商業施設が遠く不便
- 公共交通が不便であり、自動車や免許がないと移動が困難

5 転出者アンケート

第二次佐久市総合計画後期基本計画の策定に当たり、社会移動の実態などを把握するため、市内からの転出者に対しアンケートを実施しました。

【実施概要】

実施期間：令和元年 11 月

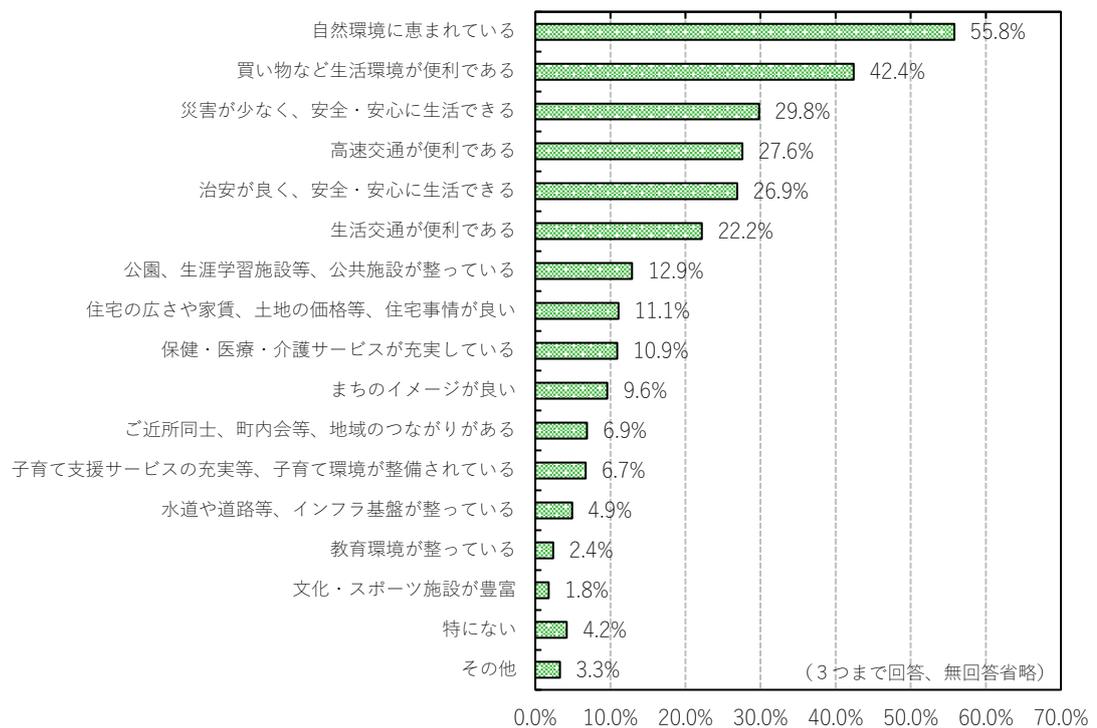
調査対象：2 年以内に佐久市から転出された 18 歳以上の男女 1,500 人

調査方法：郵送による無記名アンケート

有効回答：450 人（回答率 30.0%）

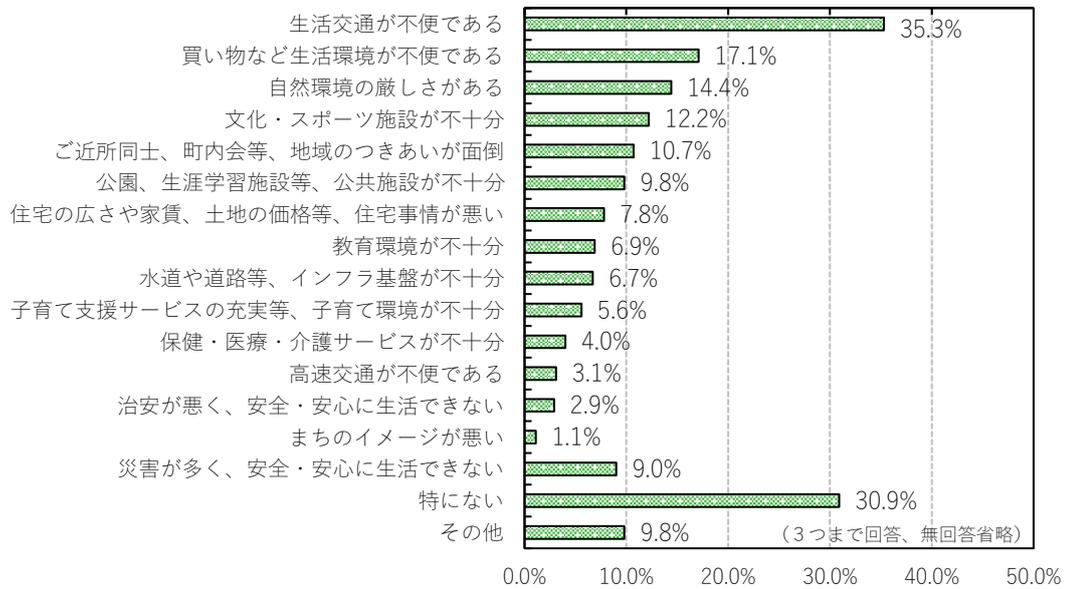
(1) 暮らしやすかった点

「自然環境に恵まれている」が 55.8%、「買い物など生活環境が便利である」が 42.4%、「災害が少なく、安全・安心に生活できる」が 29.8%と、自然、利便性が評価されています。



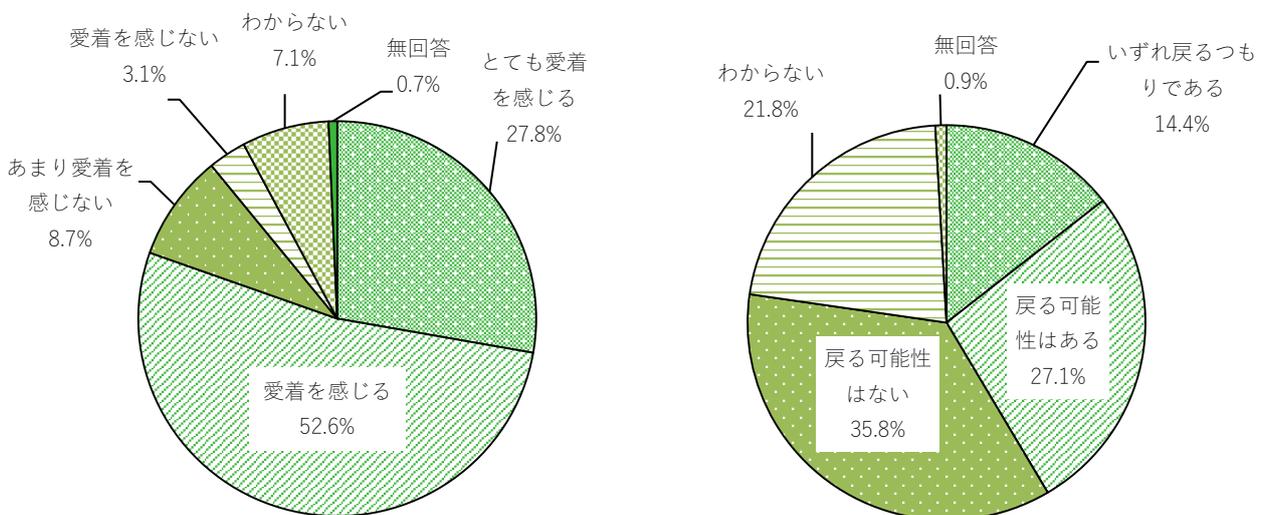
(2) 不便だった点

「生活交通が不便である」が 35.3%と他の項目に比べて非常に高く、次いで「特にない」が 30.9%と続いています。



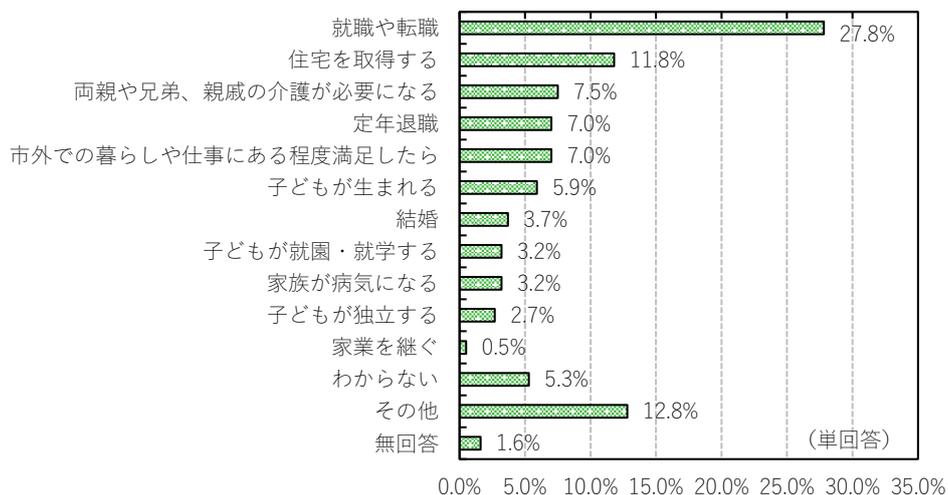
(3) 佐久市への愛着・佐久市へ戻る意向

「とても愛着を感じる」が 27.8%、「愛着を感じる」が 52.6%で、合わせて 80.4%が愛着を感じています。また、「いずれ戻りつもりである」が 14.4%、「戻る可能性がある」が 27.1%で、合わせて 41.5%が戻る可能性があるとしています。



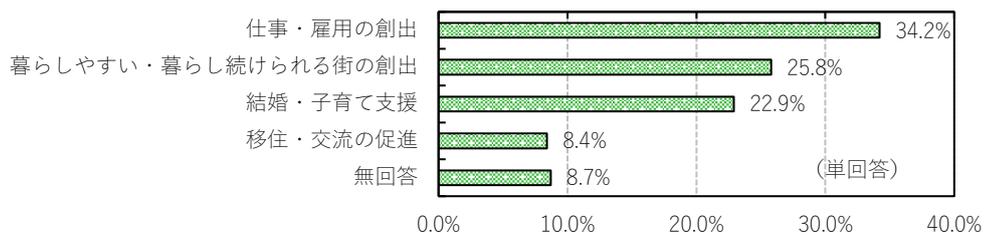
(4) 佐久市へ戻るきっかけ

「就職や転職」が27.8%と最も高く、次いで、「住宅を取得する」が11.8%となっています。ライフステージの変化の段階が戻るきっかけとなると考えている人が多いことが伺えます。



(5) 佐久市へ戻るために力を入れていくべき施策

「仕事・雇用の創出」が34.2%と最も高く、次いで、「暮らしやすい・暮らし続けられる街の創出」が25.8%、「結婚・子育て支援」が22.9%となっています。



4

第3部

計画の策定に当たって

佐久市の主要課題

佐久市の現状、時代の潮流や市民ニーズを踏まえ、今後のまちづくりを進めるに当たっての主要な課題を次のように整理します。

1 人口減少の克服

人口減少は、税収の減少による行政サービスの低下、経済・産業活動の縮小、地域コミュニティの機能低下、地域公共交通の維持など、あらゆる分野において負の影響を与えるおそれがあります。

人口減少を抑制するためには、自然動態・社会動態双方へのアプローチが重要であり、特に、人口動態へ影響を持つ若者や子育て世代が住みやすいまちづくりを進める必要があります。また、近年では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を背景に、地方回帰への機運が高まるなど、人の動きに変化が見られていることから、新たな人の流れやそのニーズに的確に対応することが特に重要です。

「人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させる」という悪循環を断ち切り、確実に好循環に反転させるため、安心して子どもを生育できる環境づくりなどの自然増への取組と、暮らしやすさを生かした移住施策などの社会増への取組を両輪で進め、これを支える社会基盤や働く場所の充実を図ることで、「若い世代の希望をかなえ、選ばれるまち」の実現により人口減少を克服する必要があります。

2 未来を切り拓く人材の育成

人口減少・少子高齢化が進行する中、本市が持続的に成長していくためには、市民一人ひとりが地域を支える一員として、その個性や能力を多様な形で発揮できることが重要であり、そのための人材育成を図っていくことが必要です。

性別、年代、国籍、障がいの有無などを問わず、全ての人が自分に合った学びを選択でき、自らの力を高め、地域での交流を深め、成長しながら活躍できる社会を構築することが求められています。

中でも、特に地域の未来を担う子どもたちの育成は重要であり、これまで本市の礎を築いてきた先人たちの生き方や考え方、地域の歴史や風土についての知識を深め、ふるさとへの愛着や誇りを持ちつつ、急速な情報化の進展やグローバル化などの変化の激しい予測困難な時代を生き抜くことができる人材として育成する必要があります。

3 超高齢社会への対応

本市の総人口に占める老年人口の割合は、30%を超え、本格的な超高齢社会を迎えています。経済成長や社会保障といった基本的課題はもとより、安心な暮らしや地域の活力といった足元の課題

にも対応していく必要があります。高齢者が必要な医療・介護が受けられる体制整備はもとより、高齢者が孤立せず、地域で安心して自立した生活を送り続けられるよう、地域全体での見守りや支えあいができる地域づくりが求められています。

また、平均寿命・健康寿命がともに延伸し、元気で活動的に暮らす高齢者が増加しています。高齢者がセカンドライフを楽しむと同時に、社会活動の一端を担うことで、自分らしい暮らしを送ることができるよう、保健活動や介護予防などを一体的に進めながら、地域活動や就労の場といった活躍の場や生涯学習の場を創出するなど、超高齢社会に対応した生きがいづくりを進める必要があります。

4 地域産業の持続的発展と人材確保

新型コロナウイルス感染症の感染拡大がもたらした様々な環境の変化に的確に対応するとともに、高速交通網の結節点である本市の優位性を生かし、需要に応じた産業立地を図ることで、地域企業の経営力強化や経済活動の再興と新たな産業の創出を図る必要があります。

また、地域に活力を生む新たなビジネスの創出、農林水産業・商業・工業・観光業など各分野の連携などにより、産業の活力を高めていくとともに、本市の特徴である「健康長寿」を生かすなど、他地域との差別化を図り、競争力を高める、本市ならではの個性が光るブランド力の確立が望まれています。

さらに、人口減少・少子高齢化の進行に伴う生産年齢人口の減少や、若い女性をはじめとする人材の都市圏への流出による労働力不足を解消し、外国人人材や高齢者なども含め、本市の産業の担い手となる人材の確保・育成・定着を図ることで、地域産業全般の基盤を強化していく必要があります。

5 デジタル化の推進

スマートフォンやタブレットなどの情報端末の普及は、その機能性と利便性から、SNSなどを通じた情報発信に加え、ショッピングなどの消費活動におけるキャッシュレス化の推進など、市民の暮らしや社会経済の仕組みに急速に浸透し、大きな変化をもたらしています。

本市においても、既存伝送路設備のFTTH化の促進、RPAの活用、教育現場へのICT導入などを進めてきましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を背景に、さらなるデジタル化の推進が求められています。産学官の連携により、教育、健康、働き方、行政など多分野へのデジタル化への対応を進める必要があります。

6 安心・安全な暮らしの確保

「災害の少ないまち」を標榜してきた本市は、令和元年東日本台風により、過去に経験したことがない甚大な被害を受け、今後のまちづくりの方向性を再考する必要性に直面することとなりました。今後も、地球温暖化に起因する気候変動による様々な災害や大規模な地震の発生が懸念される中、「災害の少ないまち」から「災害に強いまち」への転換を成し遂げるための取組を加速していく

必要があります。

また、情報技術の発展による情報社会の急速な進展は、暮らしにおける利便性の向上をもたらした反面、犯罪の複雑化、巧妙化や多様化を招き、社会不安をもたらす一因となっているほか、犯罪や交通事故などによりかけがえのない命が失われていることなどにより、安心・安全に対する関心・ニーズが高まっています。

市民の安心・安全な暮らしを確保していくために、時代に即して社会の在り方を変容させていくとともに、予防医学の考え方をまちづくりに応用し、社会全体の課題解決を図る「ポピュレーションアプローチ」と、真に困窮している人や事柄を重点的に支援する「ハイリスクアプローチ」の視点を持って対応していくことが重要です。

7 集約型のまちづくりと地域間ネットワークの整備

モータリゼーションの進展を背景に、都市機能が郊外に拡散するなど、全国的に都市構造に関わる問題が生じる中、本市においても、居住地域の点在化により、生活の利便性の低下や行政コストの拡大が懸念されています。

居住地域の点在化は、生活インフラの維持管理に支障をもたらすとともに、人口減少や高齢化の進行と相まって、高齢者や児童などの移動手段を有しない市民にとって、移動困難な地域の増加を生み出すこととなります。市民ニーズの把握に当たっても、「移動手段の確保」に対する不安や要望が多く挙げられていることから、将来にわたり持続可能で暮らしやすい生活圏を構築するとともに、公共交通体系の見直しをはじめとする、地域と地域を結ぶネットワークの整備を推進し、「機能集約・ネットワーク型」のまちづくりを進める必要があります。

8 持続可能な行財政運営

高齢化の進行、市民のライフスタイルの多様化などから、行政に対する市民ニーズは複雑化・多様化していますが、人口減少や新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済停滞に伴う税収の縮小、社会保障費の増加、公共施設の老朽化に伴う修繕・更新費用の増大など、厳しい財政状況により、全てのニーズに対応することが難しくなりつつあります。ヒト・モノ・カネ・情報の有効活用を徹底し、市民満足度を高める質的充実への改革を推進していく必要があります。

また、市民ニーズが複雑化・多様化する中では、行政だけで全てに対応することには限界があり、市民サービスを低下させないためには、市民や民間企業などの知恵や力を結集した協働の取組が求められます。分かりやすい情報発信に努めるとともに、情報の相互共有を推進することにより、まちづくりに対する市民の関心を高め、自発的に活動しやすい環境づくりを行うなど、協働意識の醸成と推進に向けた取組を一層推進していく必要があります。

第二次佐久市総合計画
後期基本計画
第4部

後期基本計画



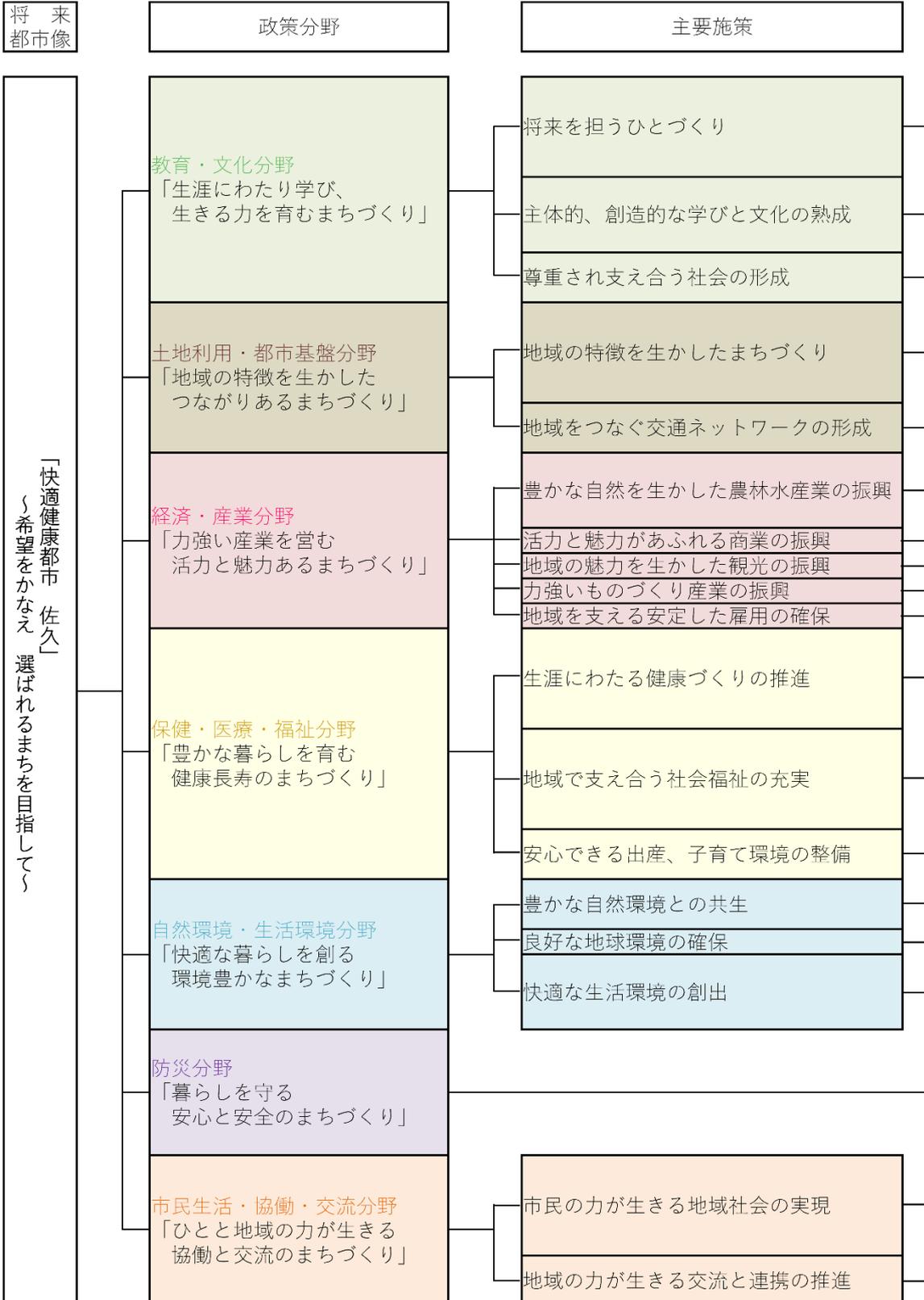
1

第4部

後期基本計画

施策体系図

基本理念 「市民の実感から始まり、実感に結びつく」まちづくり、「ひとと地域の



絆をさらに強め、広げる」まちづくり、「新しい発展の可能性に挑戦する」まちづくり

重点プロジェクト	施策
より速く！新時代に対応する多様性実現まちづくりプロジェクト	幼児教育
	学校教育
	高校教育・高等教育
	青少年健全育成
	文化・芸術
	生涯学習
	スポーツ
	人権尊重社会
	男女共同参画社会
	土地利用
より高く！新時代に対応する快適・健康向上プロジェクト	市街地
	公共施設
	住宅
	高速交通ネットワーク
	地域交通ネットワーク
	農業
	林業
	水産業
	商業・サービス業
	観光
より強く！新時代に対応する持続可能な住みよいまちづくりプロジェクト	工業
	就労・雇用
	健康増進
	保健活動
	医療
	医療保険・国民年金
	地域福祉
	介護・高齢者福祉
	障がい者福祉
	ひとり親家庭支援・低所得者福祉
少子化対策・母子保健	
子育て支援・児童福祉	
環境保全	
街並み緑化・公園・景観形成	
地球温暖化対策	
環境衛生	
上水道	
下水道	
防災	
消防・救急	
交通安全	
防犯	
消費生活	
市民協働・参加	
地域コミュニティ	
行財政経営	
高度情報通信ネットワーク	
地域間交流・国際交流	
広域連携	

2

後期基本計画

第4部

重点プロジェクト

将来都市像である「快適健康都市 佐久」の実現に向け、ボトルネックとなる要因の克服が重要であり、そのために、重点的・横断的に取り組むべき施策を「重点プロジェクト」として位置付け、その実現により、「暮らしやすい」、「暮らして良かった」と思えるまち、心身ともに健やかに暮らせるまちにさらに磨きをかけていきます。

プロジェクトⅠ

より速く！新時代に対応する多様性実現まちづくり プロジェクト

本格的な人口減少・少子化の進行や、全国平均に比して高水準で推移している本市の高齢化に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機とした「新しい日常（ニューノーマル）」への移行など、これまでの常識では計り知れない新たな局面に転換している現代において、目まぐるしく変化する時代潮流に適時に対応することで、多様性を認め合う新しい時代への転換につなげるべく、「より速く！」新時代に対応するまちづくりに取り組み、市民一人ひとりの幸福感を高めます。



戦略1 新時代に対応する移住・定住の促進

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として、人々の意識・行動が変容し、新たな日常に対応した生活様式や働き方への転換が急速に進むことで、都市圏から地方圏へ人々の関心の矛先が移行しつつあります。

本市においても、このような急速な社会情勢の変化に的確に対応するため、この機を逃すことなく、若者や女性、子育て世代を中心に住みたい・住み続けたいまちとして選ばれるための施策を推進するとともに、進学などで一度本市を離れた若者のUターンを促す施策を図るなど、移住・定住促進にスピード感を持って取り組みます。

【関連施策】

- ▶ シティプロモーションの推進<第7章>
- ▶ 交流人口・関係人口・定住人口の創出<第3章・第7章>
- ▶ シビックプライドの醸成<第7章>

戦略2 新時代に対応する多様な働き方の創出

本市には、製造業、医療・福祉産業、農業など特徴ある多様な産業が発展し、豊かな自然環境の活用や事業者間連携、先端技術の導入などにより、新たなビジネスの展開の可能性を秘めています。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として、3密（密閉・密集・密接）を避けた時差出勤、テレワーク、オンライン会議や副（複）業・兼業などが積極的に導入され、それに伴い、新たな働き方のさらなる拡大が期待されています。

本市においても、多様な市民がそれぞれの生活に合わせて多様な働く場・働き方を選択できるよう、ハード・ソフト両面からの対策にいち早く取り組みます。

【関連施策】

- ▶ 働く場の創出（工場、本社機能、サテライトオフィスの誘致）＜第3章＞
- ▶ 働き方の創出（テレワーク、副（複）業・兼業、コワーキング）＜第3章＞
- ▶ 働く人の創出（時代に即した人材の育成・受入れ体制の充実）＜第3章＞

戦略3 新時代に対応するDXの推進・Society5.0の実現

新型コロナウイルス感染症への対応において顕在化した我が国の様々な分野におけるデジタル化の遅れが課題となっており、それに即応するため、「DX」の推進が求められています。また、我が国においては、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会である「Society5.0」に取り組んでいます。

本市においても、この変革の時代に即応し、市民一人ひとりがより快適な生活を送ることができるよう、「DX」を推進するとともに、地理的・時間的制約による地域課題や産業の発展などを始めとした諸課題を先端技術の積極的活用により解決し、「Society5.0」の実現を目指します。

【関連施策】

- ▶ 自治体DXの推進＜第7章＞
- ▶ 地域間高度情報通信ネットワークの構築＜第7章＞
- ▶ スマート農林水産業の推進＜第3章＞

戦略4 新時代に対応する女性活躍の推進

人口減少・少子高齢社会においては、生産年齢人口の減少や地域の担い手不足が深刻な課題となっており、社会のあらゆる分野でその個性と能力を十分に発揮できる女性の活躍が期待されています。

本市では、これまでも市民と行政との協働によるまちづくりや各種事業の中で女性の力を掘り起こし、男性も女性も活躍できるまちづくりに取り組んできたものの、依然として女性の十分な活躍が図られているとは言い難い状況です。

本市の持続可能な発展とさらなるまちの活力の創出に向け、現状の早急な改善を図り、性別にとられることなく、市民一人ひとりがその力を発揮することができるよう、男女共同参画社会の実現を目指します。

【関連施策】

- ▶ 佐久平女性大学の創設・運営<第1章>
- ▶ 女性の創業支援<第3章>
- ▶ 出産・子育てをしながらキャリアを継続できる環境づくり<第3章・第4章>

プロジェクトII

より高く！新時代に対応する快適・健康向上まちづくり プロジェクト

本市の強みである出産・子育て支援や本市の卓越性である健康長寿をさらに高めていくことが未来への投資と競争力に直結することから、本市が持つこれらの強みや卓越性を時代の変化にぶれない確たるものとして一層磨き上げ、「より高く！」新時代に対応する快適・健康向上のまちづくりに取り組み、市民一人ひとりの健康感を高めます。



戦略5 新時代に対応する子育て・教育環境の充実

本市では、出産から子育て・教育までの切れ目ない総合的な支援により、子育て世代が実感する「子育てのトプランナー」としての施策展開に注力しています。

近年、核家族化や共働き世帯の増加により、子育てに係るニーズはさらに多様化・複雑化してきており、よりきめ細かな対応が求められています。

次代を担う地域社会の宝である子ども達の健やかな成長を支援するとともに、子育て世代が働きながらもゆとりを持った子育てや教育ができる環境を整備するなど、若い世代の出産・子育ての希望をより高い水準でかなえることができるよう、子育て・教育環境の充実を図ります。

【関連施策】

- ▶ 妊娠期から子育てまでの切れ目ない支援の充実<第4章>
- ▶ 子育て支援拠点施設の整備<第4章>
- ▶ ICT教育の推進（GIGAスクール構想の実現）<第1章>

戦略6 新時代に対応する健やかに暮らせる環境の充実

本市では、これまで市民主体の地域保健活動や地域医療の充実といった「世界最高健康都市構想」の実現に向けた様々な取組により、全国有数の健康長寿を実現しています。

人生100年時代と言われる超高齢社会の中、今後も将来にわたり健康長寿であり続けるため、保健事業に代表されるポピュレーションアプローチから個人個人へのハイリスクアプローチまでを組み合わせた医療・保健・福祉の全体最適化により、健やかに暮らせる環境の充実を図ります。

【関連施策】

- ▶ 「新しい保健」の推進・充実<第4章>
- ▶ 地域完結型の医療提供体制の充実<第4章>
- ▶ 本市の特性に応じた「地域包括ケアシステム」の構築<第4章>

プロジェクトⅢ

より強く！新時代に対応する持続可能な住みよいまちづくり プロジェクト

生活の礎となる「まち」は、本市が持続的に発展していくに当たっての基盤となるものであることから、誰もが不安なく将来にわたり暮らし続けることができるよう、頻発する自然災害の脅威から市民を守り抜く対策や、都市機能の集約とネットワーク化などにより、「より強く！」新時代に対応する持続可能な住みよいまちづくりに取り組み、市民一人ひとりの住みやすさ感を高めます。



戦略7 新時代に対応する地球温暖化対策の推進

地球温暖化への対応は、我が国を含む世界各国がその取組を強化しており、我が国においても、2050年カーボンニュートラルを宣言し、積極的にその対策に乗り出しています。

本市においても、温室効果ガスの削減やエネルギーの地産地消を推進するため、太陽光エネルギーの普及促進や、2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ目標を盛り込んだ「佐久市気候非常事態宣言」を行うなど地球温暖化対策に取り組んでいますが、2050年に向けさらなる具体策を講じる必要があります。

気候変動の危機を乗り越え、このかけがえのない地球を未来の世代に継承するため、市民一人ひとりがこの危機を「自分のこと」として認識し、市民・事業者・行政が一体となり、地球温暖化対策の推進に取り組めます。

【関連施策】

- ▶ 省エネルギー化の推進・再生可能エネルギーの利用促進<第5章>
- ▶ 気候変動への適応策の推進<第5章>
- ▶ 脱炭素社会に向けたライフスタイルの変革への取組促進<第5章>

戦略8 新時代に対応する災害に強い佐久市に向けたB B Bの取組の推進

近年、全国的に増加傾向にある台風や集中豪雨などによる風水害、大雪による雪害や火山災害などの大規模自然災害に対して、命を守るための備えが問われています。

本市は、これまで、恵まれた地勢により「災害の少ないまち」を標榜してきましたが、平成26年の大雪災害や令和元年東日本台風など、近年は大規模災害に見舞われています。これら災害で得た教訓を踏まえ、大規模災害が発生しても機能不全に陥らず、また、被害を繰り返さない機能強化により、「災害に強いまち」への転換を図るB B B（ビルド・バック・ベター）の取組を推進します。

【関連施策】

- ▶ 防災体制の強化・防災対策の推進<第6章>
- ▶ 地域消防体制の充実<第6章>
- ▶ 信濃川水系緊急治水対策の推進<第2章・第6章>

戦略9 新時代に対応する「機能集約・ネットワーク型のまちづくり」の推進

人口減少、少子高齢化の急速な進行に起因して、郊外に分散した居住地から医療・福祉・商業などの都市機能にアクセスできない高齢者が増加するなど、全国的に都市構造に関わる問題が顕在化しています。

本市においても、居住地域の点在化がみられ、市民生活の利便性低下や行政コストの拡大が懸念されています。持続可能な社会の実現に向け、それぞれの地域の中心拠点への都市機能の集約と、居住地域とを結ぶ地域公共交通網の維持・向上、先端技術を活用した地域と地域を結ぶネットワークの整備などにより、「機能集約・ネットワーク型のまちづくり」の推進に取り組みます。

【関連施策】

- ▶ 広域交流拠点、中心拠点、地域拠点の特徴ある発展<第2章>
- ▶ 地域公共交通の大改革<第2章>
- ▶ 日本版MaaSの推進<第2章>

第二次佐久市総合計画
後期基本計画
第5部

総合計画とSDGs



1

第5部

総合計画と SDGs

SDGs とは

SDGs（持続可能な開発目標）とは、平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された平成28年(2016年)から令和12年(2030年)までの国際目標です。

SDGsは、17のゴールと169のターゲット、232の指標で構成されており、地区羽状の誰一人取り残さない社会の実現を基本理念として、国際社会全体が、経済・社会・環境の課題を統合的に解決することを目指しています。

令和2年(2020年)の世界のSDGsランキングにおける日本の順位は、世界166か国中17位であり、ジェンダー間の格差や気候変動への対策といった分野で達成の度合いが低く、課題があるとされており、目標の達成に向けてさらなる取組が求められています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



2

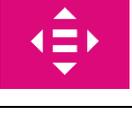
第5部

総合計画とSDGs

自治体に期待されるSDGsの取組

国際的な地方自治体の連合組織であるUCLG（United Cities and Local Governments）では、SDGsの17のゴールに対する自治体行政の果たし得る役割を以下のとおり示しています。

ゴール	自治体行政の果たし得る役割
	<p>【目標1】あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p> <p>自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を特定し、支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体においてすべての市民に必要な最低限の暮らしが確保されるよう、きめ細やかな支援策が求められています。</p>
	<p>【目標2】飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p> <p>自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。</p>
	<p>【目標3】あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p> <p>住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態の維持・改善に必要であるという研究も報告されています。</p>
	<p>【目標4】全ての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p> <p>教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。</p>
	<p>【目標5】ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女児の能力強化を行う</p> <p>自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。</p>
	<p>【目標6】全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p> <p>安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。</p>

ゴール	自治体行政の果たし得る役割
 <p>7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに</p>	<p>【目標 7】 全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p> <p>公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省／再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。</p>
 <p>8 働きがいも 経済成長も</p>	<p>【目標 8】 包摂的かつ持続可能な経済成長、及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p> <p>自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。</p>
 <p>9 産業と技術革新の 基盤をつくらう</p>	<p>【目標 9】 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進、及びイノベーションの推進を図る</p> <p>自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。</p>
 <p>10 人や国の不平等 をなくそう</p>	<p>【目標 10】 各国内及び各国間の不平等を是正する</p> <p>差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。</p>
 <p>11 住み続けられる まちづくりを</p>	<p>【目標 11】 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p> <p>包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割はますます大きくなっています。</p>
 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>【目標 12】 持続可能な生産消費形態を確保する</p> <p>環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人ひとりの意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、市民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。</p>
 <p>13 気候変動に 具体的な対策を</p>	<p>【目標 13】 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p> <p>気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。</p>
 <p>14 海の豊かさを 守ろう</p>	<p>【目標 14】 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p> <p>海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因しているといわれています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなく全ての自治体で汚染対策を講じることが重要です。</p>

ゴール	自治体行政の果たし得る役割
	<p>【目標 15】 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p> <p>自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。</p>
	<p>【目標 16】 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p> <p>平和で公正な社会をつくる上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。</p>
	<p>【目標 17】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p> <p>自治体は公的／民間セクター、市民、NGO／NPO などの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。</p>

(資料) 私たちのまちにとっての SDGs (持続可能な開発目標) - 導入のためのガイドライン -

3

第5部

総合計画と SDGs

総合計画における SDGs の考え方

総合計画においては、市として実現に向け取り組んでいく、市民、事業者と行政とで共有していきたい目指すべきまちの姿を基本構想に示すとともに、基本計画において、その実現に向けて49施策に分類した取組の方向性を示しています。

それらの、総合計画で取り組む方向性は、国際社会全体の開発目標である SDGs の目指す 17 のゴールとスケールは違うものの、その目指すべき方向性は同様であることから、総合計画の推進を図ることで SDGs の目標達成にも資するものと考えます。

	1 貧困をなくそう	2 調和のとれた社会を築こう	3 健康と長寿を促進しよう	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等をすすめる	6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも、経済成長も	9 産業と雇用創出	10 人や国を超えて公正で包摂的な成長を	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくって、減らして、再利用	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	16 公正で包摂的な社会を	17 パートナーシップで目標を達成しよう
第1組	1 幼児教育			○													
	2 学校教育		○		○	○			○				○				○
	3 高校教育・高等教育				○												
	4 青少年健全育成				○												
	5 文化・芸術				○						○						
	6 生涯学習				○												
	7 スポーツ				○												
	8 人権尊重社会				○	○			○		○						○
	9 男女共同参画社会				○	○			○		○						○
第2組	10 土地利用		○								○				○		
	11 市街地								○		○						
	12 公共施設								○		○						
	13 住宅								○		○						
	14 高速交通ネットワーク								○		○						
第3組	15 地域交通ネットワーク					○			○		○				○		
	16 農業		○					○	○		○	○		○	○		
	17 林業							○	○			○			○		
	18 水産業		○					○	○			○					
	19 商業・サービス業							○	○			○					
	20 観光							○	○			○					
	21 工業				○			○	○			○					
	22 就労・雇用	○						○									
第4組	23 健康増進		○	○													
	24 保健活動			○													
	25 医療			○													
	26 医療保険・国民年金			○						○							
	27 地域福祉			○						○							
	28 介護・高齢者福祉			○						○							○
	29 障がい者福祉			○	○				○		○						○
	30 ひとり親家庭支援・低所得者福祉	○	○	○						○							
第5組	31 少子化対策・母子保健			○	○	○											○
	32 子育て支援・児童福祉			○	○	○											○
	33 環境保全		○	○			○			○	○			○	○		
	34 街並み緑化・公園・景観形成										○						
	35 地球温暖化対策						○					○	○	○			
	36 環境衛生										○	○		○			
第6組	37 上水道					○		○	○								
	38 下水道					○		○									
	39 防災	○				○					○		○				
	40 消防・救急										○						
	41 交通安全			○							○						
第7組	42 防犯										○					○	
	43 消費生活										○	○					
	44 市民協働・参加										○						○
	45 地域コミュニティ					○			○		○						○
	46 行財政運営							○				○				○	○
	47 高度情報通信ネットワーク								○							○	○
	48 地域間交流・国際交流				○					○							○
49 広域連携																○	

 <p>1 貧困をなくそう</p>	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	
	<p>自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、全ての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。</p>	
第二次佐久市 総合計画 後期基本計画	主	● 雇用機会の確保と人材育成
	な	● 就労機会の確保
	取	● ひとり親家庭への支援の充実
	組	● 生活保障・自立支援の充実
	関連施策	22,30,39
該当ターゲット	1,2,3,4,5	

 <p>2 飢餓をゼロに</p>	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	
	<p>自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。</p>	
第二次佐久市 総合計画 後期基本計画	主	● 持続可能な秩序ある土地利用の推進
	な	● 農業生産基盤の整備と維持
	取	● 安全・安心な食料の供給
	組	
	関連施策	2,10,16,18,23,33
該当ターゲット	8,9,10,11,15	

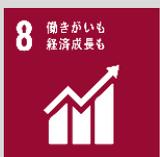
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	
	<p>住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態の維持・改善に必要であるという研究も報告されています。</p>	
第二次佐久市 総合計画 後期基本計画	主	● 健康づくり活動の推進
	な	● 感染症予防対策の推進
	取	● 地域完結型医療体制の構築
	組	● 妊娠から出産、育児の環境整備
	関連施策	23,24,26,31,33,41
該当ターゲット	16,17,18,19,20,21,22,23,24,25,27,28	

	<p>全ての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>	
	<p>教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。</p>	
第二次佐久市 総合計画 後期基本計画	主 な 取 組	<ul style="list-style-type: none"> ● 小中学校の教育の充実 ● 多様な子どもの学習機会の保障
	関連施策	1,2,3,5,6,8,9,21,29,31,32,48
該当ターゲット	29,30,31,32,33,34,35,36,37,38	

	<p>ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女兒の能力強化を行う</p>	
	<p>自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。</p>	
第二次佐久市 総合計画 後期基本計画	主 な 取 組	<ul style="list-style-type: none"> ● 人権教育・啓発の推進 ● 男女がともに活躍できる環境づくり
	関連施策	2,8,9,31,32
該当ターゲット	39,40,41,42,43,44,46	

	<p>全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>	
	<p>安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。</p>	
第二次佐久市 総合計画 後期基本計画	主 な 取 組	<ul style="list-style-type: none"> ● 水資源の保全 ● 上水道・下水道の整備と管理
	関連施策	15,33,37,38,39,45
該当ターゲット	48,49,50,52,53,55	

	<p>全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p> <p>公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省／再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。</p>	
	<p>主 な 取 組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 再生可能エネルギー施策の推進 ● 脱炭素社会の推進
<p>第二次佐久市 総合計画 後期基本計画</p>	<p>関連施策</p>	<p>35</p>
<p>該当ターゲット</p>	<p>56,57,58,59</p>	

	<p>包摂的かつ持続可能な経済成長、及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p> <p>自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。</p>	
	<p>主 な 取 組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 商業経営基盤の確立 ● 工業経営基盤の確立 ● 働きやすい環境づくり
<p>第二次佐久市 総合計画 後期基本計画</p>	<p>関連施策</p>	<p>2,8,9,16,17,18,19,20,21,22,23,29,33,46</p>
<p>該当ターゲット</p>	<p>61,62,63,64,65,66,67,68,69</p>	

	<p>強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p> <p>自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。</p>	
	<p>主 な 取 組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市機能の集約とネットワーク化 ● 商業経営基盤の確立 ● 工業経営基盤の確立
<p>第二次佐久市 総合計画 後期基本計画</p>	<p>関連施策</p>	<p>11,12,13,14,15,16,17,18,19,20,21,33,37,38,45,47</p>
<p>該当ターゲット</p>	<p>73,74,76,77,79,80</p>	

	各国内及び各国間の不平等を是正する	
	<p>差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。</p>	
第二次佐久市 総合計画 後期基本計画	主	● 人権教育・啓発の推進
	な	● 男女がともに活躍できる環境づくり
後期基本計画	取	● 障がい者への理解と権利擁護の推進
	組	● 国際性豊かな人材育成と外国人が暮らしやすいまちづくり
	関連施策	8,9,26,27,28,29,30,48
該当ターゲット	82,83,84	

	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する	
	<p>包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割はますます大きくなっています。</p>	
第二次佐久市 総合計画 後期基本計画	主	● 都市機能の集約とネットワーク化
	な	● 良好な市街地・住環境空間の形成
後期基本計画	取	
	組	
	関連施策	5,10,11,12,13,14,15,16,33,34,36,39,40,41,42,43,44,45
該当ターゲット	91,92,93,94,95,96,97	

	持続可能な生産消費形態を確保する	
	<p>環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人ひとりの意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、市民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。</p>	
第二次佐久市 総合計画 後期基本計画	主	● 農業生産基盤の整備と維持
	な	● 商業経営基盤の確立
後期基本計画	取	● 脱炭素社会の推進
	組	● 気候変動への適応策の推進
	関連施策	16,17,18,19,20,21,35,36,43,46
該当ターゲット	101,103,104,105,106,107,108,110	

 <p>13 気候変動に 具体的な対策を</p>	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	
	<p>気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。</p>	
第二次佐久市 総合計画 後期基本計画	主 な 取 組	<ul style="list-style-type: none"> ● 脱炭素社会の推進 ● 再生可能エネルギー施策の推進 ● 気候変動への適応策の推進
	関連施策	2,35,39
該当ターゲット	112,113,114	

 <p>14 海の豊かさを 守ろう</p>	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する	
	<p>海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因しているといわれています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなく全ての自治体で汚染対策を講じることが重要です。</p>	
第二次佐久市 総合計画 後期基本計画	主 な 取 組	<ul style="list-style-type: none"> ● 総合的な環境保全施策及び対策の推進 ● ごみの減量化と適切な廃棄物処理対策の推進
	関連施策	15,16,33,35,36
該当ターゲット	117,118,119	

 <p>15 陸の豊かさも 守ろう</p>	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する	
	<p>自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。</p>	
第二次佐久市 総合計画 後期基本計画	主 な 取 組	<ul style="list-style-type: none"> ● 持続可能な秩序ある土地利用の推進 ● 農業生産基盤の整備と維持 ● 林業生産基盤の整備と維持 ● 生物多様性の保全
	関連施策	10,16,17,33
該当ターゲット	127,128,130,131,134,135	

	<p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>	
	<p>平和で公正な社会をつくる上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。</p>	
第二次佐久市 総合計画 後期基本計画	主 な 取 組	<ul style="list-style-type: none"> ● 人権教育・啓発の推進 ● 多様な子どもの学習機会の保障 ● 児童虐待の発生予防と早期発見・早期対応
	関連施策	2,8,9,31,32,42,46,47
該当ターゲット	139,140,141,142,143,144,145,147,148,150	

	<p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>	
	<p>自治体は公的／民間セクター、市民、NGO／NPO などの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。</p>	
第二次佐久市 総合計画 後期基本計画	主 な 取 組	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民協働・市民参加のまちづくり ● 広域行政の推進
	関連施策	44,49
該当ターゲット	164,165,166,167	